

ISSFアンチドーピング
ルール

旧競技規則(2021)

目次

序論
第1条	ドーピングの定義
第2条	アンチドーピングルール違反
第3条	ドーピングの証明
第4条	禁止表
第5条	検査およびドーピング捜査調査
第6条	検体の分析
第7条	結果管理：責任、初期審査、通知および暫定的資格停止
第8条	結果管理：公正な聴聞会を受ける権利および聴聞会における決定の通知
第9条	個人成績の自動的失効
第10条	個人に対する制裁措置
第11条	チームに対する措置
第12条	他のスポーツ関係団体に対するISSFの制裁措置と課金
第13条	結果管理：不服申立て
第14条	守秘義務および報告
第15条	決定の実施
第16条	時効
第17条	教育
第18条	国内競技団体の追加的な役割および責務
第19条	ISSFの追加的な役割および責務
第20条	競技者の追加的な役割および責務
第21条	サポートスタッフの追加的な役割および責務
第22条	このアンチドーピングルールの対象となるその他の人の追加的な役割および責務
第23条	CODEの解釈
第24条	最終規定
付属文書1	定義

※条文中の「ISSF」は必要に応じて「日本ライフル射撃協会」と読み替える。

序 論

序文

このアンチドーピングルールは、世界アンチドーピング規定（*Code*）の下、ISSFの責任において、スポーツにおけるドーピングを根絶するISSFの継続的な努力を促進するために採用され、実施される。

アンチドーピングルールはスポーツを行う上での条件を規定する規則である。アンチドーピングルールを世界的な、調和の取れた方法で実施することを目的とするこれらは、刑事手続および民事手続とは性質上区別される。これらは、比例性の原則および人権を尊重する方法で適用されることが意図されているものの、刑事手続および民事手続に適用される国内要件および法的基準の対象となり、またはこれにより制約されることは意図されていない。すべての法廷、仲裁裁定所およびその他の審判機関は、一定の事案に関する事実や法律の検討を行うにあたり、*Code*の実行手段であるこのアンチドーピングルールが特異な性質を有することおよびこれらのルールが公正なスポーツを守り、保障するために必要なものとしている世界中の幅広い関係者からの賛同を得ていることに留意し、それを尊重しなければならない。

*Code*に定めるとおり、ISSFはドーピングコントロールのあらゆる側面を行うことについて責任を負う。ISSFは、ドーピングコントロールまたはアンチドーピング教育のいかなる側面についても委託された第三者に委託することができるが、ISSFは委託された第三者に対して、それらの側面を*Code*、国際基準およびこのアンチドーピングルールを遵守して行うように義務づけるものとする。ISSFは、結果管理の関連した部分をCASのアンチドーピング部門に委託することができる。ISSFは、委託された側面が*Code*を遵守して実行されていることを確認する全責任を常に負うものとする。

このアンチドーピングルールで使われる用語のうち、*Code*で定義されている用語はイタリック体で表示されている。

特に明記しない限り、条項の引用は、このアンチドーピングルールの条項の引用である。

***Code*およびISSFアンチドーピングルールの基本原理**

アンチドーピングプログラムは、スポーツ固有の価値に基づいている。この固有の価値とは、「スポーツの精神（各競技者に自然に備わった才能を磨き上げることを通じ、人間の卓越性を倫理的に追求すること）」と呼ばれる。

アンチドーピングプログラムは競技者の健康を保護し、競技者が禁止物質および禁止方法を使用することなく人間の卓越性を追求する機会を提供することを目的とする。

アンチドーピングプログラムは、ルール、競争相手、公正な競技会、競技会場のレベルおよび世界に対するクリーンスポーツの価値の尊重に関して、スポーツの高潔性を維持することを目的とする。

スポーツの精神は、人間の魂、身体および心を祝福するものである。このことはオリンピズムの真髓であり、次に掲げる事項を含む、スポーツに内在し、スポーツを通して実現する価値に反映されている。

- ・ 健康
- ・ 倫理観、フェアプレーと誠意
- ・ *Code*に定められている **競技者の権利**
- ・ 卓越した競技能力
- ・ 人格と教育
- ・ 楽しみと喜び
- ・ チームワーク
- ・ 献身と真摯な取組み
- ・ 規則・法を尊重する姿勢
- ・ 自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢
- ・ 勇気
- ・ 共同体意識と連帯意識

スポーツの精神は、我々の「プレイ トゥルー」によって現わされるものである。

ドーピングは、スポーツの精神に根本的に反するものである。

最初の I S S F アンチドーピングルールは 1982 年 10 月 30 日にベネゼイラのカラカスで行われた U I T (I S S F) の通常総会において承認され、そのとき以来、必要と要求により改正され管理理事会での承認を得てきた。I S S F アンチドーピングルールは *Code* に基づく I S S F の責務に沿って、また射撃競技におけるドーピングを根絶しようとする I S S F の継続的な努力を促進するために採用され、実施される。

このアンチドーピングルールの適用範囲

このアンチドーピングルールは、次の者に適用されることとなる。

- (a) 理事会構成員、理事、役員、特定の従業員を含む I S S F ならびにドーピングコントロールに関係する委託された第三者およびその従業員
- (b) 理事会構成員、理事、役員、特定の従業員を含む国内競技団体ならびにドーピングコントロールに関係する委託された第三者およびその従業員
- (c) 次に掲げる **競技者**、サポートスタッフおよびその他の人
 - I S S F または国内競技団体または国内競技団体に加盟する団体（クラブ、チーム、協会またはリーグを含む）の会員であるすべての **競技者** とサポートスタッフ。
 - (i) I S S F または国内競技団体または国内競技団体の会員もしくは加入組織（クラブ、チーム、協会またはリーグを含む）によって、組織され、召集され、公認または承認された **競技大会**、

競技会およびその他の活動に参加するすべての競技者およびサポートスタッフ

- (ii) アンチドーピングの目的のため、認定、承諾または契約上の同意またはその他の方法による効力により、I S S Fまたは国内競技団体または国内競技団体に加盟する団体(クラブ、チーム、協会またはリーグを含む)の司法権権限を受け入れた競技者、サポートスタッフまたは他の人
- (iii) I S S Fまたは国内競技団体の一般会員ではないが、特定の国際競技大会での競技資格を希望する競技者

上述の者は、スポーツへの参加または関与という状態をもって、このアンチドーピングルールに同意し、拘束されることになり、そしてこのアンチドーピングルールを実施するI S S Fの権限に、その違反のどのような措置を含め、従うことになり、およびこのアンチドーピングルールの下、事案の聴聞と決定を規定した第8条と不服申立てを規定した第13条による聴聞会の司法権に従うことになる。

このアンチドーピングルールに拘束され、従うことを要求される上述された競技者のリストに登録された競技者はアンチドーピングルールにより国際レベルの競技者と見なされる。それゆえに国際レベルの競技者に適用されるこのアンチドーピングルールの特定の条項(例えば検査、TUE、居場所情報、結果管理)がその様な競技者に適用されることとなる。

- ・ I S S F IDを持つすべての競技者
- ・ I S S F 競技会または主要競技会組織委員会の行う競技会に参加または参加予定のすべての競技者

第1条 **ドーピングの定義**
ドーピングとは、このアンチドーピングルールの2.1から2.11に定められている1つまたは2つ以上のアンチドーピングルールに対する違反が発生することをいう。

第2条 **アンチドーピングルール違反**
第2条はアンチドーピングルール違反が成立する状況および行為を明記することを目的とする。ドーピング事案の聴聞会は、1つまたは2つ以上のこれらの個別の規則に対する違反の主張に基づき開始されることになる。

競技者またはその他の人は、アンチドーピングルール違反の構成要件、禁止表に掲げられた物質および方法を知る責任を負わなければならない。

次に掲げる事項がアンチドーピングルール違反を構成する。

- 2.1 **競技者の検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在すること**
- 2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在した場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、2.1に基づくアンチドーピングルール違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失または使用を知っていたことが示される必要はない。

- 2.1.2 次のいずれかが証明された場合には、上記 2.1 に基づくアンチドーピングルール違反の十分な証拠となる。競技者の A 検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在した場合であって、当該競技者が B 検体の分析を放棄し、B 検体の分析が行われない場合、競技者の B 検体が分析され、B 検体が A 検体で発見された禁止物質もしくはその代謝物もしくはマーカーの存在を追認した場合、競技者の A 検体もしくは B 検体が 2 つの部分に分けられ、分けられた検体のうちの追確認部分の分析が、分けられた検体の第 1 の瓶部分において発見された禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在を追認した場合、または競技者が分けられた検体の確認部分の分析を放棄した場合。
- 2.1.3 禁止表またはテクニカルドキュメントに判断限界が明記されている物質を除き、競技者の検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在が検出されたことが報告された場合、その量の多寡にかかわらず、アンチドーピングルール違反が成立する。
- 2.1.4 2.1 における一般原則の例外として、特定の禁止物質についての報告または評価に関する特別の基準を禁止表、国際基準またはテクニカルドキュメントにおいて定めることができる。
- 2.2 競技者が禁止物質もしくは禁止方法を使用することまたはその使用を企てること。
- 2.2.1 禁止物質が体内に入らないようにすることおよび禁止方法を使用しないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。ゆえに、禁止物質または禁止方法の使用についてのアンチドーピングルール違反を説明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失または使用を知っていたことが証明される必要はない。
- 2.2.2 禁止物質もしくは禁止方法の使用または使用の企てが成功したか否かは重要ではない。アンチドーピングルール違反は、禁止物質もしくは禁止方法を使用したこと、またはその使用を企てたことにより成立する。
- 2.3 競技者による検体の採取の回避、拒否または不履行
適式に授権された人から通告を受けた後に、検体の採取を回避し、またはやむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否もしくはこれを履行しないこと。
- 2.4 競技者による居場所情報関連義務違反
検査対象者登録リストに含まれる競技者による 12 ヶ月間の期間内における、「結果管理に関する国際基準」に定義されたとおりの 3 回の検査未了および/または提出義務違反の組み合わせ。
- 2.5 競技者またはその他の人が、ドーピングコントロールの一部に不正干渉を施し、または不正干渉を企てること
- 2.6 競技者またはサポートスタッフが禁止物質または禁止方法を保有すること
- 2.6.1 競技会（時）において禁止物質もしくは禁止方法を競技者が保有し、または競技会外において競技会外における禁止物質もしくは禁止方法を競技者が保有すること。ただし、当該保有が 4.4 の規定に従って付与された治療使用特例（以下、「TUE」という。）またはその他の正当な理由に基づくものであるということを競技者が証明した場合は、この限りではない。
- 2.6.2 競技者、競技会またはトレーニングに関して、禁止物質もしくは禁止方法を競技会（時）においてサポートスタッフが保有し、または競技会外で禁止されている禁止物質もしくは禁止方法を競技会外においてサポートスタッフが保有すること。ただし、当該保有が 4.4 の規

定に従って競技者に付与された TUE またはその他の正当な理由に基づくものであることをサポートスタッフが証明した場合は、この限りではない。

- 2.7 競技者またはその他の人が、禁止物質もしくは禁止方法の不正取引を実行し、または不正取引を企てること
- 2.8 競技者またはその他の人が、競技会（時）において、競技者に対して禁止物質もしくは禁止方法を投与すること、もしくは投与を企てること、または競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質もしくは禁止方法を投与すること、もしくは投与を企てること。
- 2.9 競技者またはその他の人が、違反関与を行い、または違反関与を企てること
他の人によるアンチドーピングルール違反、アンチドーピングルール違反の企て、または 10.14.1 の違反に関する、支援、助長、援助、教唆、共謀、隠蔽、その他のあらゆる意図的な違反への関与または関与の企て。
- 2.10 競技者またはその他の人が特定の対象者と関わること
- 2.10.1 アンチドーピング機関の管轄に服する競技者またはその他の人による、職務上またはスポーツと関連する立場での以下の事項に該当するサポートスタッフとの関わり。
 - 2.10.1.1 アンチドーピング機関の管轄に服するサポートスタッフであって、資格停止期間中であるもの。
 - 2.10.1.2 アンチドーピング機関の管轄に服しておらず、Code に基づく結果管理手続において資格停止の問題が取り扱われていないサポートスタッフであって、仮にかかると人に Code に準拠した規則が適用されたならばアンチドーピングルール違反を構成したであろう行為について、刑事手続、懲戒手続もしくは職務上の手続において有罪判決を受け、またはかかる事実が認定されたもの。かかる人の関わりが禁止される状態は、刑事、懲戒もしくは職務上の決定から 6 年間、または科された刑事、懲戒もしくは職務上の制裁措置の存続期間のいずれか長い方の期間、有効とする。または、
 - 2.10.1.3 2.10.1.1 または 2.10.1.2 に記載される個人のための窓口または仲介者として行動しているサポートスタッフ。
- 2.10.2 2.10 の違反を立証するためには、アンチドーピング機関は、競技者またはその他の人が、サポートスタッフに関わりを禁止される状態にあることを知っていたことを立証しなければならない。
 - 2.10.1.1 または 2.10.1.2 に記載されたサポートスタッフとの関わりが、職務上またはスポーツと関連する立場においてなされたものではないことおよび/または当該関わりが合理的に回避不能であったことの拳証責任は、競技者またはその他の人がこれを負う。
 - 2.10.1、2.10.2 または 2.10.3 に記載された基準に該当するサポートスタッフを認識したアンチドーピング機関は、当該情報を WADA に提出するものとする。
- 2.11 競技者またはその他の人が、当局への報告を阻止しまたは当局への通報に対して報復する行為
当該行為が別途 2.5 の違反を構成しない場合において、
 - 2.11.1 他の人が、主張されたアンチドーピングルール違反または主張された Code の不遵守に関

2. 11. 2 する情報を、WADA、アンチドーピング機関、法執行機関、取締・専門規律組織、聴聞機関またはWADAもしくはアンチドーピング機関のための調査を遂行している人に誠実に通報することを阻止する意図をもって、かかる人を脅迫し、または威嚇しようとする行為。主張されたアンチドーピングルール違反または主張されたCodeの不遵守に関する証拠または情報を、WADA、アンチドーピング機関、法執行機関、取締・専門規律組織、聴聞機関またはWADAもしくはアンチドーピング機関のための調査を遂行している人に誠実に提供した人に対して報復すること。

2. 11 において、報復、脅迫および威嚇とは、人の行為が誠実さを欠きまたは不相当な対応であるという理由で、当該人に対して行われる行為を含む。

第3条

ドーピングの証明

3. 1

拳証責任および証明の程度

アンチドーピングルール違反が発生したことを証明する責任は、ISSFが負うものとする。証明の程度は、聴聞パネルがISSFの主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度にその違反をISSFが証明できたか否かとする。当該証明の程度は、すべての事案について単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がない程度に証明される必要はない。一方、アンチドーピングルールに違反したと主張された競技者またはその他の人が推定事項に反論し、または特定の事実や事情を証明するための拳証責任をこのアンチドーピングルールによって負わされる場合には、3. 2. 2 および 3. 2. 3 に定める場合を除き、証明の程度は、証拠の優越とする。

3. 2

事実の証明方法および推定の方法

アンチドーピングルール違反に関する事実は、自認を含むあらゆる信頼性のおける手段により証明される。ドーピング事案においては、次の証明原則が適用される。

3. 2. 1

関係する科学コミュニティ内における協議を経た後WADAにより承認され、またはピアレビューを経た分析方法および判断限界は、科学的に有効なものであると推定される。当該推定の条件が充足されていることに対して異議を申し述べ、または当該科学的有効性の推定に異議を述べようとする競技者またはその他の人は、当該異議の前提条件として、まず当該異議および当該異議の根拠につきWADAに通知することを要する。第一審の聴聞機関、不服申立機関、またはCASも独自の判断に基づき、当該異議につきWADAに通知することができる。WADAは、WADAによる当該通知の受領および当該意義に関連する案件記録の受領から10日以内に、当該手続において当事者として介入し、法廷助言人として参加し、または別途証拠を提供することができるものとする。CASの面前における事案では、CASパネルは、WADAから要請があった場合、当該パネルによる当該反論の評価作業につき補助を受けるために、適切な科学的専門家を任命するものとする。

3. 2. 2

WADA認定の分析機関、その他WADAの承認する分析機関では、「分析機関に関する国際基準」に基づいて検体の分析および管理の手続を実施しているものと推定される。競技者またはその他の人は、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する国際基準」からの乖離が発生したことを証明することにより上記の推定に反論できる。

競技者またはその他の人が、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する国際基準」からの乖離が発生したことを提示することによって、上記の推定に反論しようとする場合には、I S S Fは、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではないことを証明する責任を負うものとする。

3.2.3

その他の何らかの国際基準、またはCodeもしくはこのアンチドーピングルールに定める他のアンチドーピングルールもしくは規範からの乖離があっても、分析結果その他のアンチドーピングルール違反の証拠を無効化せず、アンチドーピングルール違反に対する抗弁を構成しないものとする。ただし、競技者またはその他の人が、違反が疑われる分析報告または居場所情報関連義務違反に基づくアンチドーピングルール違反の合理的な原因となり得たことを証明した場合には、I S S Fは、当該乖離が、違反が疑われる分析報告または居場所情報関連義務違反を発生させたものではなかったことを証明する責任を負うものとする。

(i) 検体採取または検体の取り扱いに関する「検査およびドーピング調査に関する国際基準」からの乖離であって、違反が疑われる分析報告に基づくアンチドーピングルール違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、I S S Fが、当該乖離が違反が疑われる分析報告を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。

(ii) アスリートバイオロジカルパスポートに基づく違反が疑われる分析報告に関する「結果管理に関する国際基準」または「検査およびドーピング調査に関する国際基準」からの乖離であって、アンチドーピングルール違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、I S S Fが、当該乖離がアンチドーピングルール違反を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。

(iii) B検体の開封において競技者に通知する要件に関する「結果管理に関する国際基準」からの乖離であって、違反が疑われる分析報告に基づくアンチドーピングルール違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、I S S Fが、当該乖離が違反が疑われる分析報告を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。

(iv) 競技者への通知に関する「結果管理に関する国際基準」からの乖離であって、居場所情報関連義務違反に基づきアンチドーピングルール違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、I S S Fが、当該乖離が居場所情報関連義務違反を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。

3.2.4

管轄権を有する裁判所または職務上の懲戒の裁決機関により下され、それについては不服申立てがなされていない決定によって証明された事実については、その事実に関する決定の名宛人である競技者またはその他の人において、当該決定が自然的正義の原則に反するものであることを証明しない限り、その競技者またはその他の人にとって反証できない証拠となる。

3.2.5

聴聞会までに合理的な時間的余裕を与えた上での要請の後に、(直接または聴聞パネルの指示に基づき電話により)聴聞会に出頭し、かつ、聴聞パネルまたはI S S Fからの質問に対して回答することについて、競技者またはその他の人がこれを拒絶した場合には、聴聞パネルは、アンチドーピングルール違反の聴聞会において、その事実を根拠として、アンチドーピングルールに違反した旨を主張された競技者またはその他の人に対して不利益となる推定を行うことができる。

第4条

禁止表

4.1

禁止表の適用

このアンチドーピングルールでは、*Code*の4.1に記述されているようにWADAが改定し、公表する禁止表が適用される。

禁止表または改定において別段の定めがない限り、禁止表およびその改定は、WADAにより公表された3ヵ月後に、ISSFやその国内競技団体による何らの手続を要することなく、このアンチドーピングルールのもとで有効となる。すべての競技者およびその他の人は禁止表およびその改定に、有効となったその日から手続なしで、拘束されることとなる。禁止表の最新版およびその改定を熟知しておくことは、すべての競技者およびその他の人の義務である。

ISSFは禁止表の最新版を各国連盟に提供することになっている。各国連盟は、順次、登録団体やその会員に最新版の禁止表を提供することを保証することになっている。

4.2

禁止表において特定される禁止物質および禁止方法

4.2.1

禁止物質および禁止方法

禁止表は、将来実施される競技において競技力を向上するおそれまたは隠蔽のおそれがあるため、常に（競技会（時）および競技会外において）ドーピングとして禁止される禁止物質および禁止方法ならびに競技会（時）においてのみ禁止される物質および方法を特定する。禁止表は特定のスポーツに関してはWADAにより拡充される場合がある。禁止物質および禁止方法は、一般的区分（例、蛋白同化薬）または個々の物質もしくは方法についての個別の引用という形で禁止表に掲げられる場合がある。

4.2.2

特定物質または特定方法

第10条の適用にあたり、すべての禁止物質は、禁止表に明示されている場合を除き、「特定物質」とされるものとする。いかなる禁止方法も、禁止表で「特定方法」とであると具体的に明示されている場合を除き、特定方法ではないものとする。

4.2.3

濫用物質

第10条の適用にあたり、濫用物質とは、スポーツの文脈外で頻繁に濫用されるため禁止表において濫用物質であると具体的に特定される禁止物質を含むものとする。なぜなら、これらはスポーツの文脈外において頻繁に社会で濫用されるからである。

4.3

禁止表におけるWADAの判断

禁止表に掲げられる禁止物質および禁止方法、禁止表の区分への物質の分類、常に、もしくは競技会（時）のみにおいて禁止される物質の分類、特定物質、特定方法もしくは濫用物質としての物質または方法の分類に関するWADAの判断は終局的なものであり、競技者またはその他の人は、いかなる異議（当該物質もしくは方法が隠蔽薬ではないこと、または競技力向上効果がなく、健康被害を及ぼさず、もしくはスポーツ精神に反するおそれがないことに基づく異議を含むが、これに限られない。）を唱えることもできないものとする。

4.4

治療使用特例（TUE）

4.4.1

禁止物質もしくはその代謝物、マーカ-の存在および/または禁止物質もしくは禁止方法の

使用、使用の企て、保有もしくは投与、投与の企ては、「治療使用特例に関する国際基準」に基づき付与された TUE の条項に適合する場合には、アンチドーピングルール違反とは判断されないものとする。

4.4.2 TUE 申請

4.4.2.1 国際レベルの競技者ではない競技者は、自身の国内アンチドーピング機関に TUE を申請するものとする。その国内ドーピング機関が当該申請を却下した場合には、当該競技者は、13.2.2 に記載される国内の不服申立機関のみに不服申立てを提起することができる。

4.4.2.2 国際レベルの競技者は I S S F に TUE の申請を行うものとする。

4.4.3 TUE の承認

4.4.3.1 競技者が、対象となる物質または方法につき、当該競技者の国内アンチドーピング機関より既に TUE を付与されており、当該 TUE が「治療使用特例に関する国際基準」に定められている基準を充足する場合であっても、その TUE は国際レベルの大会競技会において、I S S F による自動的承認とはならない。国際レベルの競技者は、次の国際レベルの競技会までに、国内アンチドーピング機関より付与された TUE の承認を I S S F に申請しなければならない。申請を受領した I S S F が、その TUE がこれらの基準を充足しないと判断し、そのためにこれを承認しない場合には、I S S F は、当該競技者および当該競技者の国内アンチドーピング機関に速やかにその旨を理由とともに通知しなければならない。当該競技者または国内アンチドーピング機関はその通知から 21 日以内に、この案件について審査してもらうために、4.4.67 に従って WADA に回付することができる。この案件が審査のために WADA に回付された場合には、国内アンチドーピング機関が付与した TUE は WADA による決定が下されるまでは、国内の競技会(時)および競技会外の検査において引き続き有効となるが、(ただし、国際レベルの競技会においては無効となる。)。この案件が審査のために、21 日間の期限内に WADA に回付されなかった場合には、競技者の国内アンチドーピング機関は、当該国内アンチドーピング機関の付与した元の TUE が国内レベルの競技会(時)および競技会外の検査について依然有効であり続けるべきか判断しなければならない(ただし、競技者が国際レベルの競技者ではなくなり、国際レベルの競技会に参加しないことを条件とする。)。国内アンチドーピング機関の判断を待っている間は、TUE は国内レベルの競技会(時)および競技会外の検査について有効であり続けるものとする(しかし、国際レベルの競技会については無効とする。)

4.4.3.2 I S S F が国際レベルの競技者ではない競技者を検査することを選択した場合には、競技者が「治療使用特例に関する国際基準」の 5.8 および 7.0 に従って TUE の承認を申請することを要求されない限り、I S S F は当該競技者の国内アンチドーピング機関により当該競技者に付与された TUE を承認しなければならない。

4.4.4 TUE 申請手続き

4.4.4.1 競技者が、対象となる物質または方法につき、当該競技者の国内アンチドーピング機関よりまだ TUE を付与されていない場合には、当該競技者は I S S F に直接申請しなければならない。

4.4.4.2 I S S F への TUE の付与または承認の申請は、可能な限りすぐに、そしてどのような場合

でも当該競技者にとっての次の国際競技会の前に提出されなければならないが、「治療使用特例に関する国際基準」の4.1または4.3が適用される場合は救済される。申請は、ISSFのウェブサイトに掲載されている「治療使用特例に関する国際基準」の第6条に従って行うこと。

4.4.4.3 ISSFは、TUEの付与または承認の申請を検討するために、治療使用特例委員会（TUEC）を開設する。

（a）TUECは、競技者の看護と治療の経験およびスポーツと運動の臨床医療の深い知識を持つ委員長および2名の委員から成る。

（b）TUECの委員として務める前に、各委員は、利害関係および守秘義務の宣誓書に署名しなければならない。

（c）ISSFにTUEの付与または承認の申請があった場合、TUECの委員長は、申請の検討をするために、3名（委員長を含む）の委員を任命することになる。

（d）TUE申請の検討の前に、各委員は、申請を行っている競技者に関して公平性に影響を及ぼすかもしれないあらゆる状況を、委員長に明かすこととする。

4.4.4.4 TUECは、「治療使用特例に関する国際基準」の関連する条項に従い、速やかに申請を評価し、通常（異例の状況が起きない限り）、完全な申請の受理から21日以内に、この申請に対する決定を行う。競技会に先立つ合理的な期間に提出された申請については、TUECは、競技会の開始までに決定を出せるように全力を尽くさなければならない。

4.4.4.5 TUECの決定はISSFにおける最終的決定となり、4.4.7に従ってしか不服申立てはできない。ISSFのTUECでの決定は、「治療使用特例に関する国際基準」に従い、競技者、およびWADAおよびその他のアンチドーピング機関に文書によって報告されるものとなる。また、同時にADAMSへも報告されることとなる。

4.4.4.6 ISSF（またはISSFに代わって申請を検討することに同意した国内アンチドーピング機関）が競技者の申請を否認した場合、直ちに、その理由とともに競技者に通告されなければならない。ISSFが競技者の申請を承認した場合は、競技者のみならず当該競技者の国内アンチドーピング機関にも通告されなければならない。国内アンチドーピング機関が、ISSFにより付与されたTUEが「治療使用特例に関する国際基準」に定められた基準を充足しないと考える場合には、当該通知から21日以内に、4.4.7に従い、この案件について、審査してもらうためにWADAに回付することができる。この案件が審査のためにWADAに回付された場合には、ISSFが付与したTUEは、WADAによる決定が下されるまでは、国際レベルの競技会および競技会外の検査において引き続き有効となる（ただし、国内レベルの競技会においては無効となる）。この案件が審査のために国内競技団体または国内アンチドーピング機関によりWADAに回付されなかった場合には、ISSFの付与したTUEは、21日間の審査期限の経過とともに国内レベルの競技会について有効となる。

4.4.5 遡及的TUEの申請

ISSFが国際レベルの競技者ではなく国内レベルの競技者でもない競技者から検体を採取する際に、当該競技者に禁止物質または禁止方法の治療目的による使用があった場合、ISSFは当該競技者の遡及的TUEの申請を許可しなければならない。

4.4.6 **TUEの失効、撤回、破棄**

4.4.6.1 このアンチドーピングルールに準拠して付与されたTUEは、(a) 付与された期間の終了をもって、さらなる通知や他の手続なく、自動的に失効する。(b) 当該**競技者**が、TUEを付与したTUECから課せられた要望や状況に即座に応ずることがなければ、撤回される。(c) TUE付与の判断が事実でないことがのちに判明した場合、TUECによって撤回されることもある。(d) WADAや不服申立てによる再検討により、破棄されることもある。

4.4.6.2 そのような場合、**競技者**はTUEの失効、撤回、破棄が認められた期日以前のTUEに従った問題となる**禁止物質**または**禁止方法の使用、保有、投与に関わる措置**を受けることはない。TUEの失効、撤回または破棄の直後に報告された、「**結果管理に関する国際基準**」の5.1.1.1に準じた**違反が疑われる分析報告**の再検討には、そのような報告が**禁止物質**または**禁止方法**のその期日以前の使用と整合性があるかどうかの検討も含まれることになり、アンチドーピングルール違反のなかった事例として確定されることとなる。

4.4.7 **TUE決定の審査および不服申立て**

4.4.7.1 WADAは、**競技者**または当該**競技者の国内アンチドーピング機関**から回付されたISSFによる**国内アンチドーピング機関**によって付与されたTUEの不承認決定について審査しなければならない。更に、WADAは**競技者の国内アンチドーピング機関**から回付されたISSFのTUE付与決定も審査しなければならない。WADAは、影響を受ける者の要請または独自の判断により、いつでもその他のTUE決定を審査することができる。審査されているTUE決定が「**治療使用特例に関する国際基準**」に定められる基準を充足する場合には、WADAはこれに干渉しない。当該TUE決定がこれらの基準を充足していない場合には、WADAはこれを取り消すことになる。

4.4.7.2 WADAが審査しなかった、またはWADAが審査の結果、取り消さなかったISSF（または、**国内アンチドーピング機関**がISSFに代わって当該申請を検討することに同意した場合には、**国内アンチドーピング機関**）によるTUE決定について、**競技者**および/または**競技者の国内アンチドーピング機関**は、第13条に従って、CASに対してのみ不服申立てを提起することができる。

4.4.7.3 TUE決定を取り消す旨のWADAの決定により影響を受ける**競技者**、**国内アンチドーピング機関**および/またはISSFは、当該のWADAの決定について、CASに対してのみ不服申立てを提起することができる。

4.4.7.4 TUEの付与/承認またはTUE決定の審査を求める、適切に提出された申請に対して、合理的な期間内に判断を下さなかった場合には、当該申請は却下され、よって適用される審査/不服申立ての権利が発動されるものとする。

第5条 **検査およびドーピング調査**

5.1 **検査およびドーピング調査の目的**

5.1.1 **検査**および**ドーピング調査**は、いかなるアンチドーピングの目的のためにも行われうる。それらは**検査**および**ドーピング調査**に関する**国際基準**の規定[および**国際基準**を補うISSF独自の**プロトコル**]に従って実施される。

5.1.2 検査は、*競技者が* 2.1 (*競技者の検体に、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在すること*) または 2.2 (*競技者が禁止物質もしくは禁止方法を使用することまたはその使用を企てること*) に違反したか否かに関する分析証拠を得るために行われるものとする。

5.2 検査を行う権限

5.2.1 5.3 に定める *競技大会時の検査* の制限を条件として、I S S F は、このアンチドーピングルールの序章論 (見出し「このアンチドーピングルールの適用範囲」の部分) に準拠するすべての *競技者* に対し、*競技会 (時) 検査権限* および *競技会外の検査権限* を有するものとする。

5.2.2 I S S F が検査権限を持つ *競技者* (*資格停止期間中の競技者を含む*) に対し、I S S F はいつでもどこでも *検体* の提供を要求することができる。

5.2.3 W A D A は、*Code* の 20.7.10 に定めるとおり、*競技会 (時) 検査権限* および *競技会外の検査権限* を有するものとする。

5.2.4 I S S F が検査の一部を直接または *国内競技団体* を経由して *国内アンチドーピング機関* に委託または請け負わせる場合には、当該 *国内アンチドーピング機関* は、追加の *検体* を採取し、もしくは *国内アンチドーピング機関* の費用負担において追加の種類の実行を行うよう分析機関に指示を与えることができる。追加の *検体* が採取され、または追加の種類の実行が行われた場合には、I S S F はその旨の通知を受けるものとする。

5.3 競技大会時の検査

5.3.1 別途下記に定める場合を除き、単一の機関のみが、*競技大会の期間中に競技大会会場* において検査を行う権限を有するものとする。*国際競技大会* では、I S S F (または当該 *競技大会* の所轄組織である他の国際機関) が検査を行う権限を有する。*国内競技大会* では、当該国の *国内アンチドーピング機関* が検査を行う権限を有する。I S S F (または当該 *競技大会* の所轄組織である他の国際機関) の要請に基づき、*競技大会の期間中* における *競技大会会場* の外での検査の実施は、I S S F (または当該 *競技大会* の所轄組織の関係者) と連携して行われるものとする。

5.3.2 検査権限を有するが、*競技大会* において検査を主導し、指示する責任を負わないアンチドーピング機関が、*競技大会の期間中に競技大会会場* にて *競技者の検査* の実施を希望する場合には、当該アンチドーピング機関は当該検査を実施し、調整するための許可を取得するため、まず I S S F (または当該 *競技大会* の所轄組織である他の国際機関) と協議するものとする。もしアンチドーピング機関が、I S S F (または当該 *競技大会* の所轄組織である他の国際機関) からの回答に満足しない場合には、当該アンチドーピング機関は、「検査およびドーピング捜査に関する国際基準」に規定された手続に従い、検査を実施し、調整するための方法を決定することを許可するよう W A D A に要請することができる。W A D A は、当該検査の承認をするに先立ち、事前に I S S F (または当該 *競技大会* の所轄組織である他の国際機関) と協議し連絡を行わなければならない。W A D A による決定は終局的なものとし、これに対し不服を申し立てることはできないものとする。別途検査権限が付与された場合を除き、当該検査は *競技会外の検査* とみなされるものとする。当該検査の結果の管理は、別途当該 *競技大会* の所轄組織の規則に定める場合を除き、当該検査を主導するアンチドーピング機関が、これにつき責任を負うものとする。

5.4 検査要件

5.4.1 I S S Fは「検査およびドーピング捜査に関する国際基準」が要求するとおり、検査配分計画および検査を行うものとする。

5.4.2 実行可能な場合には、検査は、検査に関する様々な取り組みを最大限に活用し、かつ無駄な検査の重複が無いように、ADAMSを通して調整されるものとする。

5.5 競技者の居場所情報

5.5.1 I S S Fは、「検査およびドーピング捜査に関する国際基準」に定める方法により居場所情報の提出を要求され、10.3.2に定めるとおり、2.4の違反について措置の対象となる競技者による検査対象者登録リストを作成する。I S S Fは、国内アンチドーピング機関とともに、居場所情報提出の対象競技者の特定およびその居場所情報の収集を調整するものとする。

5.5.2 I S S Fは、ADAMSを通して、名前に基づき登録検査対象者リストに含まれる競技者を特定するリストを利用可能なものとしなければならない。I S S Fは必要に応じて登録検査対象者リストに登録される競技者の基準を見直し、更新し、定期的に改訂を行い、登録された各競技者が関連する基準を満たし続けているかを確認するために登録検査対象者リストを定期的（年4回以上）に見直すこととなる。競技者は、登録検査対象者リストに含まれる際そして除外される際にも、通知を受けるものとする。通知には「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に記載される情報を含むものとする。

5.5.3 I S S Fの検査対象者リストおよび国内アンチドーピング機関の検査対象者リストに登録されている競技者について、国内アンチドーピング機関およびI S S Fは、その競技者の居場所情報をどちらが受け取るかについて双方で合意し、競技者が2か所以上から居場所情報を求められることのないようにする。

5.5.4 検査対象者リストの各競技者は、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に従い、各事態に次のように対応すること、(a) 四半期ごとに居場所情報をI S S Fに通知すること。(b) 必要に応じ、常に正確で完全なものとするため、情報を更新すること。(c) 検査の際にその場所に居るようにすること。

5.5.5 2.4について、競技者の「検査およびドーピング捜査に関する国際基準」による要求の不履行は、「結果管理に関する国際基準」のAnnex Bに記載されている状況になったとして、Annex Bに定義されている居場所情報未提出または検査未了と見なされることとなる。

5.5.6 I S S Fの登録検査対象者登録リストに掲載されている競技者は、「検査およびドーピング捜査に関する国際基準」による居場所情報の要求に応じる義務の拘束を(a) 競技者が引退したことをI S S Fに文書で通知するか、または(b) I S S F検査対象者登録リストに掲載される基準を満たせなくなったことがI S S Fによって知らされるまで、受け続けることになる。

5.5.7 競技者が登録検査対象者リストに含まれている間に提出する居場所情報は、ADAMSを通して、5.2に定める競技者に対する検査権限を有するWADAやその他のアンチドーピング機関によりアクセス可能であるものとする。居場所情報は常に厳に機密に保持されるものとし、専らドーピングコントロールを計画、調整、実行、そしてアスリートバイオロジカルパスポートに関連する情報、その他分析結果を提供し、潜在的なアンチドーピングルール違

反に対するドーピング調査を支援し、または、アンチドーピングルール違反が行われたと主張する手続きを支持する目的のみに使用されるものとし、これらの目的のためにもはや不要となった場合には、「プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準」に従い、破棄されるものとする。

5.5.8 「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に従い、ISSFは、ISSF登録検査対象者リストに含まれる競技者よりも厳しくない居場所場の要求を受ける競技者を含む、検査対象者リストを作る場合がある。

5.5.9 その場合、ISSFは、競技者に検査対象者リストに含まれる際そして除外される際にも、通知をするものとする。その通知には、5.5.10 および5.5.11 に示される居場所情報の要求や不履行の場合の措置を含むものとなる。

5.5.10 検査対象者リストに含まれる競技者は、検査を受けられる場所を下記に示す居場所情報として、ISSFに提供することになる。

- (a) 宿泊地
- (b) 大会/競技会の予定
- (c) 通常の練習活動

これらの居場所情報は、他のアンチドーピング機関とのより良い検査の調整のために、ADAMSに提出されることになる。

5.5.11 ISSFが要求する期日までに、居場所情報を提供できなかったまたは正確な居場所情報を提供できなかった競技者はISSF登録検査対象者リストに登録されることとなる。

5.6 引退した競技者の競技会への復帰

5.6.1 ISSF登録検査対象者リストに含まれる国際レベルの競技者または国内レベルの競技者が引退し、その後競技に現役となり復帰しようとする場合際には、当該競技者は、ISSFおよび国内アンチドーピング機関に対し、6ヶ月前に事前の書面による通知をし、検査を受けられるようにするまで、国際競技大会または国内競技大会において競技してはならないものとする。WADAは、ISSFおよび国内アンチドーピング機関と協議の上、6ヶ月前の事前の書面による通知の要件の厳格な適用が競技者にとって不公平である場合には、その通知要件を適用しないことができる。当該決定に対しては、第13条に基づき不服申立てを提起することができる。5.6.1に違反して得られた競技結果は失効するものとする。ただし、競技者が、これが国際競技大会または国内競技大会であることを自己が合理的に知ることができなかったことを立証することができた場合には、この限りでない。

5.6.2 競技者が資格停止期間中に競技から引退する場合には、当該競技者は、資格停止期間を賦課したアンチドーピング機関に対し、当該引退について書面で通知しなければならない。競技者がその後競技へ現役復帰しようとする場合には、当該競技者は、ISSFおよび国内アンチドーピング機関に対し、6ヶ月前に事前の書面による通知（または当該競技者の引退した日において残存する資格停止期間が6ヶ月を超える場合、当該残存期間に相当する期間前の通知）をし、検査を受けられるようにするまで、国際競技大会または国内競技大会において競技してはならないものとする。

5.7 インディペンデントオブザーバープログラム

I S S F および I S S F 競技大会の組織委員会は、国内競技団体および国内競技会の組織委員会と同様に、インディペンデントオブザーバープログラムの権限を持ち、その進行役を務めることになる。

第6条

検体の分析

検体は次に掲げる原則に基づいて分析されるものとする。

6.1 認定分析機関、承認分析機関、および他の分析機関の使用

6.1.1 2.1に基づき違反が疑われる分析報告を直接立証する目的において、検体はWADA認定分析施設またはWADAにより承認されたその他の分析機関においてのみ分析される。検体分析のために使用されるWADA認定分析機関またはWADA承認分析機関の選択は、I S S Fのみが決定するものとする。

6.6.2 3.2に定めるとおり、アンチドーピングルール違反に関連する事実は、いかなる信頼のおける方法によっても立証することができる。これは、例えば、WADA認定分析機関または承認分析機関の外で、信頼のおける分析機関またはその他の法医学の検査を含む。

6.2 検体およびデータの分析の目的

6.2.1 検体および関連する分析データまたはドーピングコントロール情報の分析は、禁止表において特定されている禁止物質および禁止方法の検出、ならびにCodeの4.5に記載されている監視プログラムに従ってWADAが定めるその他の物質の検出、またはI S S Fが、競技者の尿、血液もしくはその他の基質に含まれる関係するパラメータについて、DNA検査およびゲノム解析を含む検査実施の支援またはその他正当なアンチドーピング上の目的のために行われるものとする。

6.3 検体およびデータの研究

競技者から書面による同意を得ない限り、研究目的のために検体を使用することはできないものの、検体、関連する分析データおよびドーピングコントロール情報は、アンチドーピング研究目的でこれを使用することができる。研究目的で使用される検体、関連する分析データまたはドーピングコントロール情報は、まず、検体、関連する分析データまたはドーピングコントロール情報から特定の競技者にたどり着くことができない方法で処理されるものとする。検体および関連する分析データまたはドーピングコントロール情報に関する研究は、Codeの第19条に定める原則に従うものとする。

6.4 検体分析および報告の基準

I S S Fは、Codeの6.4に従い、「分析機関に関する国際基準」および「検査およびドーピング調査に関する国際基準」の4.7に基づいて検体を分析する分析機関に依頼することになる。

分析機関は、独自の判断および費用負担において、標準的な検体分析項目には含まれていない禁止物質または禁止方法を検出する目的で、またはI S S Fの要求するとおりに、検体を分析することができる。このような分析の結果はI S S F報告されるものとし、その他のすべての分析結果と同様に有効であり、措置が課されるものとする。

6.5 結果管理または聴聞手続の前またはその間における検体の更なる分析

I S S Fが競技者に対し、検体が、2.1のアンチドーピングルール違反の責任追及の根拠であると通知する前に、分析機関が検体について繰り返すまたは追加の分析を行う権限には制限がないものとする。I S S Fが当該通知の後に当該検体について追加の分析を行うことを希望する場合には、I S S Fは競技者の同意または聴聞機関の承認をもってこれを行うことができる。

6.6 **検体が陰性と報告された後、または別途アンチドーピングルール違反の責任追及の結果に至らなかった後の、検体の更なる分析**

分析機関が検体を陰性と報告した後、または当該検体がアンチドーピングルール違反の責任追及の結果に至らなかった後に、当該検体は6.2の目的のため、検体の採取を主導し、指示したアンチドーピング機関またはWADAのいずれかの指示があった場合に限り、いつでも保管され、更なる分析の対象とされる場合がある。保管された検体について更なる分析を行うことを希望する競技者を検査する権限を有する他のアンチドーピング機関は、検体の採取を主導し、指示したアンチドーピング機関またはWADAの許可をもってこれを行うことができ、追加の結果管理について責任を負うものとする。WADAまたは他のアンチドーピング機関の主導による検体の保管または更なる分析は、WADAまたは当該機関の費用負担によるものとする。検体の更なる分析は、「分析機関に関する国際基準」の要件に適合するものとする。

6.7 **A 検体またはB 検体の分割**

WADA、結果管理について権限を有するアンチドーピング機関、および/または（WADAもしくは結果管理について権限を有するアンチドーピング機関の承認を取得した）WADA認定分析機関が、分割された検体の第一の部分をA 検体分析に使用し、分割された検体の第二の部分を確認のために使用する目的でA 検体またはB 検体を分割することを希望する場合には、「分析機関に関する国際基準」に定める手続きが遵守されるものとする。

6.8 **検体およびデータを保有するWADAの権利**

WADAは、いつでもその単独の裁量により、事前の通知を行うか否かにかかわらず、分析機関またはアンチドーピング機関が保有する検体及び関連分析データまたは情報を物理的に入手することができる。WADAが要求した場合には、検体を保有している分析機関またはアンチドーピング機関は、WADAが直ちに検体にアクセスし、当該検体を物理的に入手することができるようにするものとする。WADAが検体入手する前に分析機関またはアンチドーピング機関に事前の通知を行わなかった場合には、WADAは入手した後合理的な時間内に、WADAが入手した検体を有していた分析機関および各アンチドーピング機関に対し当該通知を行うものとする。潜在的なアンチドーピングルール違反が発見された場合には、獲得された検体の分析および調査の後、WADAは、競技者を検査する権限を有する別のアンチドーピング機関に対し、当該検体について結果管理責任を引き受けるよう指示することができる。

第7条 **結果の管理：責任、初期審査、通知および暫定的資格停止**

このアンチドーピングルールに基づく結果管理は、公平、迅速かつ効率的な方法によりアン

チドーピングルール違反案件を解決するために設計された手続を策定するものとする。

7.1 結果管理を実施する責任

7.1.1 6.6、6.8および*Code*の7.11に別途定める場合を除き、**結果管理**は、**検体の採取**を主導し、指示した**アンチドーピング機関**（または、**検体の採取**が行われない場合には、アンチドーピングルール違反の可能性につき**競技者**またはその他の人に最初に通知を付与し、その後当該アンチドーピングルール違反を余念なく追及した**アンチドーピング機関**）の責任とし、当該**アンチドーピング機関**の手続上の規則に準拠するものとする。

7.1.2 **国内アンチドーピング機関**の規則が、当該国の国民、居住者、市民権者もしくは当該国のスポーツ団体の加盟者ではない**競技者**もしくはその他の人に対する権限を**国内アンチドーピング機関**に付与しない場合、または、**国内アンチドーピング機関**が当該権限を行使しない場合には、**結果管理**は、該当する国際競技連盟または国際競技連盟の規則において指示されるとおり、当該**競技者**又はその他の人について権限を有する第三者により行われる。

7.1.3 **主要競技大会機関**が行う**競技大会**中に主導され、採取された**検体**に関する**結果管理**、または当該**競技大会**中に発生したアンチドーピングルール違反について**主要競技大会機関**が限定的な**結果管理**の責任のみを引き受ける場合には、当該事案は、**結果管理**の完遂のために、**主要競技大会機関**から該当する国際競技連盟に回付されるものとする。

7.1.4 潜在的な居場所情報関連義務違反（提出義務違反又は検査未了）に関する**結果管理**は、「**結果管理**に関する**国際基準**」に定めるとおり、違反を問われる**競技者**による居場所情報の提出先であるISSFまたは**国内アンチドーピング機関**により処理されるものとする。もしISSFが提出義務違反または検査未了を認定した場合、当該情報はADAMSを経由してWADAに提出され、その他の関連**アンチドーピング機関**にも利用可能なものとされる。

7.1.5 ISSFが権限を持つ**競技者**やその他の人が関係するアンチドーピングルール違反に関して**結果管理**を責任もって実施するその他の場合は、*Code*の第7条に従って決定することになる。

7.1.6 WADAは、ISSFに対し、特定の事案について**結果管理**を行うように指示することができる。ISSFがWADAの設定した合理的な期限内に**結果管理**を行うことを拒否した場合には、当該拒否は不遵守行為と捉えられるものとし、WADAは、当該**競技者**またはその他の人について権限を有する他の**アンチドーピング機関**であって**結果管理**責任を引き受けようとする意思のあるものに対し、ISSFに代わって**結果管理**責任を引き受けることを指示することができ、また、そのような**アンチドーピング機関**が存在しない場合には、かかる意思を有する他のいかなる**アンチドーピング機関**に対しても指示することができる。かかる場合には、ISSFは、WADAの指定した他の**アンチドーピング機関**に、**結果管理**を行うコストおよび弁護士費用を償還するものとし、コストおよび弁護士費用を償還しないことは不遵守行為とみなされるものとする。

7.2 アンチドーピングルール違反の可能性に関する審査および通知

ISSFは、アンチドーピングルール違反の可能性に関する審査および通知を、「**結果管理**に関する**国際基準**」に従って行うものとする。

7.3 従前のアンチドーピングルール違反の特定

ISSFは、上記に定めたとおり、アンチドーピングルール違反の可能性を競技者またはその他の人に通知するのに先立ち、従前のアンチドーピングルール違反が存在するか否かを判断するために、ADAMSを照会し、WADAその他の関連アンチドーピング機関に連絡を取るものとする。

7.4 暫定的資格停止

7.4.1 違反が疑われる分析報告またはアスリートバイオロジカルパスポートに基づく違反が疑われる報告の後の強制的な暫定的資格停止

ISSFが特定物質または特定方法以外の禁止物質または禁止方法につき違反が疑われる分析報告または（アスリートバイオロジカルパスポートに基づく違反が疑われる報告の審査手続の完了にあたって）アスリートバイオロジカルパスポートに基づく違反が疑われる報告を受領した場合には、7.2により要求される審査および通知の後、当該競技者に速やかに暫定的資格停止が賦課されるものとする。

強制的な暫定的資格停止は、次のような場合、取り消されることがある。(i) 競技者が、当該違反が汚染製品に関するものである可能性があることをCASのアンチドーピングディビジョン(CAS ADD)に対し立証した場合、または(ii) 違反が濫用物質に関するものであり、競技者が10.2.4.1に基づく短縮された資格停止期間について権利を有することを立証した場合。

CAS ADDによる、汚染製品に関する競技者の主張に基づく強制的な暫定的資格停止を取り消さない旨の決定に対しては、不服申し立てを提起することができないものとする。

7.4.2 特定物質、特定方法、汚染製品またはその他のアンチドーピングルール違反に関する、違反が疑われる分析報告に基づく任意の暫定的資格停止

ISSFは、7.4.1の適用対象外であるアンチドーピングルール違反に関して、競技者のB検体の分析または第8条に記載された終局的な聴聞会に先立って、暫定的資格停止を賦課することができる。

任意の暫定的資格停止は、「結果管理に関する国際基準」に示されていない限り、第8条によるCAS ADDの決定に先立って、いつでもISSFの判断で停止することができる。

7.2.3 聴聞会または不服申し立ての機会

7.4.1および7.4.2にかかわらず、暫定的資格停止は、競技者またはその他の人が、(a) 暫定的資格停止が賦課される前もしくは賦課された後、適時に暫定聴聞会の機会を与えられ、または(b) 暫定的資格停止を賦課された後、適時に第8条に基づく緊急聴聞会の機会を与えられない限り、賦課されない。

暫定的資格停止を賦課するまたは暫定的資格停止を賦課しない旨の決定に対しては、13.2に従い、迅速な不服申し立てを行うことができる。

7.4.4 暫定的資格停止の任意の受諾

競技者は、(i) B検体の報告（またはB検体の放棄）から10日間または他のアンチドーピングルール違反の通知から10日間の期間満了、または(ii) 競技者が当該報告または通知の後に最初に競技する日のいずれか遅い方に先立ち、独自の判断により、暫定的資格停止を任意に受諾することができる。

その他の人は、アンチドーピングルール違反の通知から10日以内に、独自の判断により、**暫定的資格停止**を任意に受諾することができる。

当該任意の受諾にあたり、当該**暫定的資格停止**は完全な効力を有し、当該**暫定的資格停止**があたかも7.4.1または7.4.2に基づき賦課されたとした場合と同じ方法で取り扱われるものとする。ただし、**競技者**またはその他の人は、**暫定的資格停止**を任意に受諾した後いつでも当該受諾を撤回することができるが、かかる場合において**競技者**またはその他の人は当該**暫定的資格停止**中に従前服した時間について何ら控除を受けないものとする。

7.4.5 A 検体の違反が疑われる分析報告に基づき**暫定的資格停止**が賦課されたが、それに続くB 検体の分析（**競技者**またはISSFの要請がある場合）がA 検体の分析結果を追認しない場合には、**競技者**は2.1の違反を理由としてそれ以上の**暫定的資格停止**を賦課されないものとする。**競技者**または**競技者のチーム**が2.1の違反により**競技大会**の出場資格を失ったが、続くB 検体の分析結果がA 検体の分析結果を追認しないという状況において、その時点で、当該**競技大会**にその他の影響を与えることなく、当該**競技者**または**チーム**が当該**競技大会**に出場することが可能な場合には、当該**競技者**または**チーム**は、当該**競技大会**に出場できるものとする。

7.5 **結果管理に関する決定**

ISSFの**結果管理**に関する決定または裁定は、特定の地理的地域またはISSFの競技に限定されることが意図されてはならず、以下を含むがこれらに限られない事項を取り扱い、決定するものとする。（i）アンチドーピングルール違反が行われたか、または**暫定的資格停止**が賦課されるべきか、当該決定の事実的根拠、および違反があった具体的な条項、ならびに（ii）第9条および10.10に基づく該当する失効、メダルまたは褒賞の剥奪、**資格停止期間**および当該期間の開始日、ならびに**金銭的措置**を含むアンチドーピング違反に由来するすべての**措置**。

7.6 **結果管理に関する決定の通知**

ISSFは、14.2 および「**結果管理に関する国際基準**」に定められるとおり、**結果管理**に関する決定について、**競技者**、その他の人、署名当事者およびWADAに通知するものとする。

7.7 **競技からの引退**

ISSFの**結果管理**手続の進行中に**競技者**またはその他の人が引退する場合、ISSFは、当該**結果管理**手続を完了させる権限を保有し続ける。仮に、**競技者**またはその他の人が**結果管理**手続の開始前に引退する場合、**競技者**またはその他の人がアンチドーピングルールに違反した時点において、ISSFが当該**競技者**またはその他の人についての**結果管理**権限を有するならば、ISSFは**結果管理**を実施する権限を有する。

第8条 **結果管理：公正な聴聞会を受ける権利および聴聞会における決定の通知**

アンチドーピングルール違反を行ったと主張された人につき、ISSFは、合理的な期間内に、*Code*および「**結果管理に関する国際基準**」を遵守している、公正かつ公平で**運営上の独立性**を有する聴聞パネルによる公正な聴聞会を提供するものとする。

8.1 公正な聴聞会の原則

8.1.1 公正かつ公平で運営上の独立性を有する聴聞パネル

8.1.1.1 ISSFは、第一審の聴聞および決定における、このアンチドーピング規則の対象となる競技者またはその他の人がアンチドーピング規則違反を行ったかどうかについて聴聞し裁定する権限、および、該当する場合、妥当な措置を賦課する権限に関する、第8条の責任をCAS ADDに委任する。聴聞の第一審に関するCAS ADDの手続規則が適用されることになる。

8.1.1.2 CAS ADDは、競技者およびその他の人に合理的な期間内にCodeおよび「結果管理に関する国際基準」を遵守している公正かつ公平で運営上の独立性を有する聴聞パネルによる公正な聴聞会を提供することを、常に保証している。

8.1.2 聴聞手続

8.1.2.1 ISSFがアンチドーピング規則違反の可能性があると通知された競技者またはその他の人に通知を送り、競技者またはその他の人が、8.3.1または8.3.2に従って、聴聞会を放棄しなかった場合、当該事例は、聴聞および判決のために、CAS ADDにゆだねられることになり、「結果管理に関する国際基準」の第8条および第9条に記述される原則に従って処理されていくことになる。

8.1.2.2 このアンチドーピング規則が適用される競技者およびその他の人に関する大会に関連して開かれる聴聞会は、CAS ADDの許可を得て、迅速な手続の方式によって開催することもできる。

8.1.2.3 WADA、および当該競技者またはその他の人の所属する国内競技団体および国内アンチドーピング機関はオブザーバーとして聴聞会に参加することができる。ISSFは、懸案の事例の状況およびすべての聴聞会の結果を、オブザーバーとして参加した団体に、すべて通告し続けることとする。

8.2 決定の通知

8.2.1 聴聞会の最後またはその後すぐに、CAS ADDは、「結果管理に関する国際基準」の第9条に従った、決定、科される資格停止期間、10.10による結果の失効、および、該当する場合、可能性のあった最大の措置がなされなかった根拠の全理由全文を含む、文書による決定を発行することとなる。

8.2.2 ISSFはこの決定を、13.2.3に定められた競技者またはその他の人およびその他のアンチドーピング機関に通知することとし、また、すぐにADAMSに報告するものとする。この決定に対しては、第13条に提示してあるように不服申立することができる。

8.3 聴聞を受ける権利の放棄

8.3.1 アンチドーピング規則違反を主張されている競技者またはその他の人はいつにおいても違反を認め、聴聞会を放棄し、ISSFから提案された措置を受け入れ、さらに、該当する場合、10.8に記載される結果管理に関する合意の状況下での利益を受けることができる。

8.3.2 しかしながら、アンチドーピング規則違反を主張された競技者またはその他の人が、ISSFから送られた違反の主張を知ってからの有効期間内に、その主張に異議を唱えることをしなかった場合、当該人物は、違反を認め、聴聞会を放棄し、提案された措置を受け入れる

ことになる。

8.3.3 8.3.1 または 8.3.2 が適用された場合、CAS ADDより前の聴取は請求されないことになる。代わりに、ISSFは即座に、「結果管理に関する国際基準」の第9条に従った、決定、科される資格停止期間、10.10による結果の失効、および、該当する場合、可能性のあった最大の措置がなされなかった根拠の全理由文を含む、文書による決定を発行することとなる。

8.3.4 ISSFはこの決定を、13.2.3 に定められた不服申立ての権利をもつ競技者またはその他の人およびその他のアンチドーピング機関に通知することとし、また、すぐにADAMSに報告するものとする。ISSFは、14.3.2に従って、この決定を一般開示することとなる。

8.4 CASにおける一審制の聴聞会

国際レベルの競技者、国内レベルの競技者またはその他の人に対し主張されたアンチドーピングルール違反は、競技者またはその他の人、ISSF（第7条に従って結果管理を行う責任を負う機関）およびWADAの同意をもって、直接CASにおいて1回限りの聴聞の対象とすることができる。

第9条 個人の成績の自動的失効

個人スポーツにおける競技会内（時）検査に関してアンチドーピングルール違反があった場合には、当該競技会において得られた個人の成績は、自動的に失効し、その結果として、当該競技会において獲得されたメダル、得点および褒賞の剥奪を含む措置が科される。

第10条 個人に対する制裁措置

10.1 アンチドーピングルール違反が発生した競技大会における成績の失効

10.1.1 競技大会開催期間中または競技大会に関連してアンチドーピングルール違反が発生した場合、当該競技大会の所轄組織である組織の決定により、当該競技大会において得られた個人の成績は失効し、当該競技大会において獲得されたメダル、得点および褒賞の剥奪を含む措置が科される。ただし、10.1.12に定める場合は、この限りではない。

競技大会における他の結果を失効させるか否かを検討する際の要素としては、例えば、競技者によるアンチドーピングルール違反の重大性の程度や、他の競技会において競技者に陰性の検査結果が出たか否かなどが挙げられる。

10.1.2 競技者が当該違反に関して自己に「過誤または過失がないこと」を証明した場合には、アンチドーピングルール違反が発生した競技会以外の競技会における競技者の個人の成績は失効しないものとする。ただし、アンチドーピングルール違反が発生した競技会以外の競技会における当該競技者の成績が、当該競技者のアンチドーピングルール違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。

10.2 禁止物質および禁止方法の存在、使用もしくは使用の企てまたは保有に関する資格停止

2.1、2.2 または 2.6 の違反による資格停止期間は、10.45、10.6 または 10.7 に基づく短縮または猶予の可能性を条件として、以下のとおりとする。

10.2.1 10.2.4 を条件として、資格停止期間は、次に掲げる場合には4年間とする。

- 10.2.1.1 アンチドーピングルール違反が特定物質または特定方法に関連しない場合。ただし、競技者またはその他の人が、当該アンチドーピングルール違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合を除く。
- 10.2.1.2 アンチドーピングルール違反が特定物質または特定方法に関連し、ISSFが、当該アンチドーピングルール違反が意図的であった旨を立証できた場合。
- 10.2.2 10.2.1が適用されない場合には、10.2.4.1を条件として、資格停止期間は2年間とする。
- 10.2.3 「意図的」という用語は、10.2において用いられる場合には、自らの行為がアンチドーピングルール違反を構成することを認識した上でその行為を行ったか、または、当該行為がアンチドーピングルール違反を構成しもしくはアンチドーピングルール違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視した競技者またはその他の人を指す。競技会（時）においてのみ禁止された物質についての違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチドーピングルール違反は、当該物質が特定物質である場合であって、競技者が、禁止物質が競技会外で使用された旨を立証できるときは、「意図的」ではないものと推定されるものとする。競技会（時）においてのみ禁止された物質による違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチドーピングルール違反は、当該物質が特定物質ではない場合であって、競技者が、禁止物質が競技力とは無関係に競技会外で使用された旨を立証できるときは、「意図的」であったと判断してはならない。
- 10.2.4 10.2の他の規定にかかわらず、アンチドーピングルール違反が濫用物質に関するものである場合。
- 10.2.4.1 競技者が、摂取、使用または保有が競技会外で発生したものであること、および、競技力とは無関係であったことを立証することができた場合には、資格停止期間は3ヶ月間とする。
- 加えて、競技者又はその他の人が、ISSFが承認した濫用物質治療プログラムを十分に完了した場合には、10.2.4.1項に基づき算定された資格停止期間は、1ヶ月間に短縮される場合がある。10.2.4.1で確定された資格停止期間は、10.6のいかなる規定によっても短縮されない。
- 10.2.4.2 摂取、使用または保有が競技会（時）に発生したものであり、かつ、競技者が、摂取、使用または保有の文脈が競技力とは無関係であったことを立証することができた場合には、当該摂取、使用または保有は10.2.1において意図的とは捉えられないものとし、また、10.4に基づき加重事情の存在を認定する根拠とはならないものとする。
- 10.3 **その他のアンチドーピングルール違反に関する資格停止**
- 10.2に定められた以外のアンチドーピングルール違反に関する資格停止期間は、10.6または10.7が適用される場合を除き、次のとおりとするものとする。
- 10.3.1 2.3または2.5の違反の場合には、資格停止期間は4年間とする。ただし、(i) 競技者が検体の採取に応じない場合に、アンチドーピングルール違反が意図的に行われたものではない旨を立証できた場合はこの限りではなく、資格停止期間は2年間とするものとし、(ii) 他のすべての事案において、競技者またはその他の人が、資格停止期間の短縮を正当化する例外的な状況を立証することができた場合には、資格停止期間は、競技者またはその他の人

の過誤の程度により、2年間から4年間の範囲内とし、(iii) 要保護者またはレクリエーション競技者に関する事案においては、資格停止期間は、要保護者またはレクリエーション競技者の過誤の程度により、最長で2年間、最短で資格停止期間を伴わない譴責の範囲内とする。

10.3.2 2.4の違反の場合には、資格停止期間は2年間とするものとする。ただし、競技者の過誤の程度により最短1年間となるまで短縮することができる。本項における2年間から1年間までの間の資格停止期間の柔軟性は、直前の居場所情報変更パターンまたはその他の行為により、競技者が検査の対象となることを避けようとしていた旨の重大な疑義が生じる場合には当該競技者にはこれを適用しない。

10.3.3 2.7または2.8の違反の場合には、資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短4年間、最長で永久資格停止とするものとする。要保護者に関連する2.7または2.8の違反は、特に重大な違反であると考えられ、サポートスタッフによる違反が特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該サポートスタッフに対して永久資格停止が科されるものとする。さらに、2.7または2.8の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関または司法機関に対して報告がなされるものとする。

10.3.4 2.9の違反につき、賦課される資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で2年、最長で永久資格停止とするものとする。

10.3.5 2.10の違反につき、資格停止期間は2年間とするものとする。ただし、競技者またはその他の人の過誤の程度および当該事案のその他の事情により、最短1年間となるまで短縮することができる。

10.3.6 2.11の違反について、競技者またはその他の人の違反の重大性の程度により、資格停止期間は最短で2年、最長で永久資格停止とする。

10.4 資格停止期間を加重する可能性のある加重事情

ISSFが、2.7（不正取引または不正取引の企て）、2.8（投与または投与の企て）、2.9（違反関与）または2.11（競技者またはその他の人が、当局への通報を阻止し、または当局への通報に対して報復する行為）に基づく違反以外のアンチドーピングルール違反に関する個別の事案において、標準的な制裁措置よりも長い資格停止期間の賦課を正当化する加重事情が存在することを立証した場合には、その立証がない場合には適用されたであろう資格停止期間は、違反の重大性および加重事情の性質により、2年を上限とする追加の資格停止期間の分加重されるものとする。ただし、競技者またはその他の人が、自分が故意に当該アンチドーピングルール違反を行ったわけではないことを立証することができた場合には、この限りでない。

10.5 過誤または過失がない場合における資格停止期間の取消し

個別事案において、競技者が「過誤または過失がないこと」を証明した場合には、その証明がなければ適用されたであろう資格停止期間は取り消されるものとする。

10.6 「重大な過誤または過失がないこと」に基づく資格停止期間の短縮

10.6.1 2.1、2.2または2.6の違反に対する特定の状況における制裁措置の短縮

10.6.1に基づく短縮の一切は、相互に排他的であり、累積的ではない。

- 10.6.1.1 **特定物質または特定方法**
アンチドーピングルール違反が**特定物質**（**濫用物質**を除く）または**特定方法**に関連する場合において、**競技者**またはその他の人が「**重大な過誤**または**過失がないこと**」を立証できるときには、**資格停止期間**は、**競技者**またはその他の人の**過誤**の程度により、最短で**資格停止期間**を伴わない**譴責**とし、最長で2年間の**資格停止期間**とする。
- 10.6.1.2 **汚染製品**
競技者またはその他の人が「**重大な過誤**または**過失がないこと**」を立証できる場合において、**検出された禁止物質**（**濫用物質**を除く）が**汚染製品**に由来したときには、**資格停止期間**は、**競技者**またはその他の人の**過誤**の程度により、最短で**資格停止期間**を伴わない**譴責**とし、最長で2年間の**資格停止期間**とするものとする。
- 10.6.1.3 **要保護者またはレクリエーション競技者**
濫用物質に関連しないアンチドーピングルール違反が**要保護者**または**レクリエーション競技者**により行われた場合であって、**要保護者**または**レクリエーション競技者**が「**重大な過誤**または**過失がないこと**」を立証することができたときは、**資格停止期間**は、**要保護者**または**レクリエーション競技者**の**過誤**の程度により、最短で**資格停止期間**を伴わない**譴責**とし、最長で2年間とする。
- 10.6.2 10.6.1の適用を超えた「**重大な過誤**または**過失がないこと**」の適用
競技者またはその他の人が、10.6.1が適用されない個別の事案において、自らが「**重大な過誤**または**過失がないこと**」を立証した場合には、立証がなかった場合に適用されたであろう**資格停止期間**は、10.7に該当した場合の更なる短縮または取消しに加え、**競技者**またはその他の人の**過誤**の程度により、短縮される場合がある。ただし、かかる場合において、短縮された後の**資格停止期間**は、立証がなかった場合に適用されたであろう**資格停止期間**の2分の1を下回ってはならない。別段適用されたであろう**資格停止期間**が永久にわたる場合には、本項に基づく短縮された後の**資格停止期間**は8年を下回ってはならない。
- 10.7 **資格停止期間の取消し、短縮もしくは猶予または過誤以外を理由とするその他の措置**
- 10.7.1 **Code**の違反を発見または証明する際の実質的な支援
- 10.7.1.1 ISSFは、第13条に基づく不服申立てに対する決定または不服申立期間の満了に先立ち、**競技者**またはその他の人が**アンチドーピング機関**、**刑事司法機関**または**懲戒機関**に対して**実質的な支援**を提供し、その結果、(i) **アンチドーピング機関**が他の人による**アンチドーピングルール違反**を発見もしくは該当手続を提起し、(ii) **刑事司法機関**もしくは**懲戒機関**が他の人により犯された**刑事犯罪**もしくは**職務規程**に対する違反を発見もしくは該当手続を提起するに至り、**実質的な支援**を提供した人により提供された情報が、ISSFまたは**結果管理**を行う責任を負う他の**アンチドーピング機関**により利用可能となり、(iii) **Code**、**国際基準**または**テクニカルドキュメント**を遵守していないことに基づき、**WADA**が、**署名当事者**、**WADA認定分析機関**または（「**検査およびドーピング調査に関する国際基準**」において定義される）**アスリートパスポートマネジメントユニット**に対して手続を提起し、または、(iv) **刑事司法機関**または**懲戒機関**が**WADA**の承認をもって**ドーピング以外のスポーツのインテグリティ**の違反に起因する**犯罪**または**プロフェッショナル**もしくは**スポーツ**

の規則の違反を問うに至った場合には、その事案において科される措置（失効および義務的な一般開示を除く）の一部を猶予することができる。第13条による不服申立てに対する決定または不服申立ての期間満了の後においては、ISSFは、WADAの承認を得た場合にのみ、実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用されたであろう措置の一部を猶予することができる。

実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間が猶予される程度は、競技者またはその他の人により行われたアンチドーピングルール違反の重大性および競技者またはその他の人により提供されたスポーツにおけるドーピングならびにCodeの不遵守および/またはスポーツのインテグリティの違反の根絶のための実質的な支援の重要性により定まるものとする。資格停止期間は、実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間の4分の3を超えては猶予されない。実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用されたであろう資格停止期間が永久である場合には、本項に基づき猶予されない期間は8年間を下回らないものとする。本項において、実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間は、10.9.3.2に基づき加算されることのできた資格停止期間を含まないものとする。

実質的な支援を提供しようとする競技者またはその他の人が要求した場合には、ISSFは、競技者またはその他の人が、条件付合意（Without Prejudice Agreement）に従ってISSFに情報を提供することを認めるものとする。

競技者またはその他の人が協力を継続せず、措置の猶予の根拠となった完全かつ信頼性を有する実質的な支援を行わない場合には、ISSFは、元の措置を復活させるものとする。ISSFが、猶予された措置を復活させ、または、猶予された措置を復活させない旨決定した場合には、第13条に基づき不服申立てを行う権利を有するいかなる人も、当該決定に対して不服申立てを提起することができる。

10.7.1.2 WADAは、競技者またはその他の人がアンチドーピング機関に更に実質的な支援を提供することを促すために、ISSFの要請またはアンチドーピングルール違反もしくは他のCode違反を行った（または行ったと主張される）競技者もしくはその他の人の要請により、第13条に基づく不服申立ての決定の後を含む、結果管理の手続きのいかなる段階においても、本来適用されたであろう資格停止期間およびその他の措置に関して適切な猶予となると判断する内容について、承認をすることができる。例外的な状況においては、実質的な支援があった場合、資格停止期間およびその他の措置に関し、本条に定める期間、措置を上回ってこれを猶予することのみならず、更には、資格停止期間を設けないこと、義務的な一般開示がないことならびに/または賞金の返還もしくは罰金、費用の支払を命じないことについても、WADAは、承認することができる。WADAによる承認は、本条で別途定めるとおり、措置の復活に服するものとする。第13条に関わらず、本10.7.1.2項の文脈におけるWADAの決定は、不服申立ての対象とはならないものとする。

10.7.1.3 ISSFが、実質的な支援を理由として、実質的な支援がなければ適用されたであろう制裁措置の一部を猶予した場合には、当該決定を根拠づける正当な理由を記載する通知を、14.2の定めに従い、13.2.3に基づき不服申立てを行う権利を有する他のアンチドーピング機関

に対して提供するものとする。WADAは、アンチドーピングの最善の利益に適うと判断する特殊な状況においては、*実質的な支援*に関する合意または提供されている*実質的な支援*の性質について開示を制限し、または遅延させる適切な機密保持契約を締結する権限をISSFに授権することができる。

10.7.2 その他の証拠がない場合におけるアンチドーピングルール違反の自認

アンチドーピングルール違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前（または、2.1以外のアンチドーピングルール違反事案例において、第7条に従って自認された違反に関する最初の通知を受け取る前）に、*競技者*またはその他の人が自発的にアンチドーピングルール違反を自認し、当該自認が、自認の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合には、*資格停止期間*が短縮されることがある。ただし、短縮された後の*資格停止期間*は、当該事情がなければ適用されたであろう*資格停止期間*の2分の1を下回ることはできない。

10.7.3 制裁措置の短縮軽減に関する複数の根拠の適用

*競技者*またはその他の人が、10.5、10.6または10.7における二つ以上の規定に基づき、制裁措置の短縮について権利を有することを証明した場合には、当該事情がなければ適用されたであろう*資格停止期間*は、10.7に基づく短縮または猶予の適用前に、10.2、10.3、10.5および10.6に従って決定されるものとする。*競技者*またはその他の人が*資格停止期間*の短縮または猶予の権利を10.7に基づき証明した場合には、*資格停止期間*は、短縮または猶予される。ただし、短縮または猶予された後の*資格停止期間*は、当該事情がなければ適用されたであろう*資格停止期間*の4分の1を下回ることはできない。

10.8 結果管理に関する合意

10.8.1 早期の自認および制裁措置の受諾に基づく特定のアンチドーピングルール違反に対する1年間の短縮

*競技者*またはその他の人が、ISSFにより、4年以上の*資格停止期間*（10.4に基づき主張された*資格停止期間*を含む）の主張を伴う、アンチドーピングルール違反の可能性について通知を受けた後に、アンチドーピングルール違反責任の通知後20日以内に、違反を自認し、かつ、主張された*資格停止期間*を受け入れた場合には、*競技者*またはその他の人は、ISSFが主張する*資格停止期間*について、1年間の短縮を受ける場合がある。*競技者*またはその他の人が本10.8.1に基づき主張された*資格停止期間*について1年間の短縮を受けた場合には、他の条項に基づき、当該主張された*資格停止期間*について更なる短縮を受けることは認められないものとする。

10.8.2 事案解決合意

*競技者*またはその他の人が、ISSFによりアンチドーピングルール違反について責任を問われてからアンチドーピングルール違反を自認し、ISSFおよびWADAがその裁量により受諾可能と判断する措置に合意した場合には、(a) *競技者*またはその他の人は、ISSFおよびWADAによる、主張されたアンチドーピングルール違反に対する10.1から10.7までの適用、違反の重大性、*競技者*またはその他の人の過誤の程度、および*競技者*またはその他の人が違反を自認した迅速さの評価に基づき、*資格停止期間*の短縮を受けることができ、(b) *資格停止期間*の開始日は、検体の採取の日または直近のその他のアンチド

ーピングルール違反の発生日のいずれかまで遡及させることができる。ただし、いずれの事案においても、本項が適用される場合には、**競技者**またはその他の人は、**競技者**またはその他の人が制裁措置の賦課を受け入れた日または**暫定的資格停止**の賦課（**競技者**またはその他の人が後続的にこれを尊重したもの）を受け入れた日のいずれか早い方から起算して、少なくとも合意された**資格停止期間**の2分の1について、これに服するものとする。事案解決合意を締結するか否かのWADAおよびISSFの判断、ならびに**資格停止期間**の短縮期間および開始日は、聴聞機関の決定または審査の対象ではなく、第13条に基づく不服申立ての対象とはならない。

競技者またはその他の人が本項に基づき事案解決合意を締結することを要求した場合には、ISSFは、**競技者**またはその他の人が、条件付合意に従ってISSFと当該アンチドーピングルール違反の自認について協議することを認めるものとする。

- 10.9 **複数回の違反**
- 10.9.1 2回目または3回目のアンチドーピングルール違反
- 10.9.1.1 **競技者**またはその他の人による2回目のアンチドーピングルール違反につき、**資格停止期間**は、以下に掲げる事項のうち、最も長い期間とする。
- a) 6ヶ月の**資格停止期間**、または
- b) 以下の範囲内の**資格停止期間**
- (i) 1回目のアンチドーピングルール違反につき科された**資格停止期間**と、当該2回目のアンチドーピングルール違反を、あたかも1回目の違反であるかのように取り扱った上で、それに適用されたであろう**資格停止期間**との合計、ならびに
- (ii) 2回目のアンチドーピングルール違反を、あたかも1回目の違反であるかのように取り扱ったうえで、それに適用されたであろう**資格停止期間**の2倍。この範囲内で、**資格停止期間**は、全体の状況および2回目の違反に関する**競技者**またはその他の人の**過誤**の程度に基づく判断される。
- 10.9.1.2 3回目のアンチドーピングルール違反は常に永久の**資格停止**となる。ただし、3回目のアンチドーピングルール違反が10.5もしくは10.6の**資格停止期間**の取消しもしくは短縮の要件を満たす場合、または、2.4に対する違反に関するものである場合にはこの限りではない。上記但書きの場合には、**資格停止期間**は8年から永久**資格停止**までとする。
- 10.9.1.3 10.9.1.1および10.9.1.2により確定された**資格停止期間**は、10.7の適用により、更に短縮されることがある。
- 10.9.2 **競技者**またはその他の人が**過誤**または**過失**がないことを立証したアンチドーピングルール違反は、10.9において従前の違反とは判断されないものとする。さらに、10.2.4.1に基づき制裁を賦課されたアンチドーピングルール違反は、10.9の目的において違反とは判断されないものとする。
- 10.9.3 潜在的な複数違反に関する追加的な規則
- 10.9.3.1 10.9に基づいて制裁措置を科すことにおいて、10.9.3.2および10.9.3.3に定める場合を除き、**競技者**またはその他の人が第7条に基づくアンチドーピングルール違反の通知を受けた後に、またはISSFが1回目のアンチドーピングルール違反の通知をするために合理的な

努力を行った後に、当該競技者またはその他人が別追加のアンチドーピングルール違反を行ったことを I S S F が証明できた場合にのみ、当該アンチドーピングルール違反は 2 回目のアンチドーピングルール違反であると判断される。I S S F が当該事実を証明することができない場合には、当該 2 回の違反は、全体として一つの 1 回目の違反として扱われ、加重事情の適用を含めてより厳しい制裁措置が科される方の違反に基づき、制裁措置が科されるものとする。複数のアンチドーピングルール違反のうちより早い方のアンチドーピングルール違反まで遡った全ての競技会における結果は、10.10 に規定されているとおりに失効する。

10.9.3.2 I S S F が、競技者またはその他の人が通知前に追加のアンチドーピングルール違反を行ったこと、および当該追加の違反が 1 回目に通知された違反の 12 ヶ月以上前 12 ヶ月以上後に発生したものであることを立証した場合、当該追加の違反に関する資格停止期間は、当該追加の違反が単独の 1 回目の違反であるかのように算定され、当該資格停止期間は、前に通知された違反について賦課された資格停止期間と同時ではなく連続的に服されるものとする。10.9.3.2 が適用される場合には、これらの併せて取り扱われた違反は、10.9.1 の目的において単一の違反を構成するものとする。

10.9.3.3 I S S F が、競技者またはその他の人が、主張されているアンチドーピングルール違反についてのドーピングコントロール手続に関連して 2.5 の違反を行ったことを立証した場合には、当該 2.5 の違反は単独の 1 回目の違反として取り扱われ、当該違反に関する資格停止期間は、その基にあるアンチドーピングルール違反について賦課された資格停止期間（もしあれば）と同時にではなく連続的に服されるものとする。10.9.3.3 が適用される場合には、これらの併せて取り扱われた違反は、10.9.1 の目的において単一の違反を構成するものとする。

10.9.3.4 I S S F が、人が資格停止期間中に 2 回目または 3 回目のアンチドーピングルール違反を行ったことを立証した場合には、これら複数回の違反に関する資格停止期間は同時にではなく連続的に服されるものとする。

10.9.4 10 年以内の複数回のアンチドーピングルール違反
10.9 の適用において、各アンチドーピングルール違反を複数回の違反とみなすためには、当該各違反が 10 年以内に発生していなければならない。

10.10 **検体の採取またはアンチドーピングルール違反後の競技会における成績の失効**
第 9 条に基づき、検体が陽性となった競技会における成績が自動的に失効することに加えて、陽性検体が採取された日（競技会（時））であるか競技会外であるかは問わない）から、またはその他のアンチドーピングルール違反の発生の日から、暫定的資格停止または資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての競技成績は、公平性の観点から別途要請される場合を除き、失効するものとし、その結果として、メダル、得点および褒賞の剥奪を含む措置が科される。

10.11 **剥奪された賞金**
I S S F が、アンチドーピングルール違反の結果として剥奪された賞金を回収した場合、I S S F は、剥奪された競技者が競技しなかったならば当該賞金の権利を有していたであろう競技者に当該賞金を割り当て、分配するための合理的な手段を講じるものとする。

- 10.12 **金銭的措置**
- 10.12.1 競技者またはその他の人がアンチドーピングルール違反を犯した場合、ISSFは、自らの判断と比例性の原則を条件として、次の中から措置を選ぶことができる。(a) 当該アンチドーピングルール違反に関連した費用を、科された資格停止期間に関わらず、当該競技者またはその他の人から回収する。かつ/または、(b) 資格停止期間の上限期間が既に科された場合に限り、競技者またはその他の人に、5,000ユーロを上限として、金銭的制裁措置を科す。
- 10.12.2 金銭的制裁措置の賦課またはISSFの費用の回復は、このアンチドーピングルールに基づき適用される資格停止その他制裁措置を短縮する根拠とは判断されない。
- 10.13 **資格停止期間の開始**
- 競技者がアンチドーピングルール違反に関する資格停止期間にすでに服している場合には、新規の資格停止期間は、進行中の資格停止期間が終了した後の1日目に開始するものとする。その他の場合には、以下に定める場合を除き、資格停止期間は、資格停止を定める聴聞会の終局的な決定の日、または聴聞会に参加する権利が放棄されたもしくは聴聞会が行われない場合には、資格停止を受け入れた日もしくは別途資格停止措置が科された日を起算日として開始されるものとする。
- 10.13.1 競技者またはその他の人の責に帰すべきではない遅延
聴聞手続またはドーピングコントロールの各局面において大幅な遅延が発生した場合であって、競技者またはその他の人が当該遅延が当該競技者またはその他の人の責に帰すべきものではないことを立証することができたときは、ISSF、または、該当する場合、CAS ADDは、最大で、検体の採取の日または直近のその他のアンチドーピングルール違反の発生日のいずれかまで、資格停止期間の開始日を遡及させることができる。資格停止期間（遡及的資格停止を含む）の間に獲得された一切の競技結果は失効するものとする。
- 10.13.2 服した暫定的資格停止または資格停止期間の控除
- 10.13.2.1 競技者またはその他の人が暫定的資格停止を遵守した場合、当該競技者またはその他の人は最終的に科されうる資格停止期間から、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者またはその他の人が暫定的資格停止を遵守しなかった場合には、当該競技者またはその他の人は、服した暫定的資格停止期間について何ら控除を受けないものとする。決定に従い資格停止期間に服した場合で、当該決定に対し後日不服申立てが提起されたときには、当該競技者またはその他の人は、不服申立て後に最終的に科される資格停止期間から、服した資格停止期間の控除を受けるものとする。
- 10.13.2.2 競技者またはその他の人が、書面により、ISSFからの暫定的資格停止を自発的に受け入れ、その後暫定的資格停止を遵守した場合には、当該競技者またはその他の人は最終的に科される資格停止期間から、自発的な暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者またはその他の人の自発的な暫定的資格停止の受け入れを証する書面の写しは、14.1に基づき速やかに、主張されたアンチドーピングルール違反の通知を受ける資格を有する各当事者に対して提出されるものとする。
- 10.13.2.3 資格停止期間に対する控除は、競技者が競技に参加せず、またはチームから参加を停止され

ていたか否かに関わらず、暫定的資格停止または自発的な暫定的資格停止の発効日以前の期間に対しては与えられないものとする。

10.13.2.4 チームスポーツにおいて、資格停止期間がチームに科される場合には、公平性の観点から別段の要請がなされる場合を除き、資格停止期間は資格停止を賦課した聴聞会による終局的決定日に開始するものとし、または、聴聞を受ける権利が放棄されたときには、資格停止期間が受諾された日もしくは別途賦課された日に開始するものとする。チームに対する暫定的資格停止期間は（賦課されたか、自発的に受諾されたかを問わず）、服すべき合計資格停止期間から控除されるものとする。

10.14 **資格停止期間または暫定的資格停止中の地位**

10.14.1 **資格停止期間または暫定的資格停止中の参加の禁止**

資格停止が宣言され、または暫定的資格停止の対象である競技者またはその他の人は、当該資格停止または暫定的資格停止期間中、署名当事者、署名当事者の加盟機関または署名当事者の加盟機関のクラブもしくは他の加盟機関が認定し、もしくは主催する競技会もしくは活動（ただし、アンチドーピング関連の教育プログラムもしくはリハビリテーションプログラムは除く）、またはプロフェッショナルリーグ、国際レベルもしくは国内レベルの競技大会機関が認定し、もしくは主催する競技会、または、政府機関から資金拠出を受けるエリートもしくは国内レベルのスポーツ活動には、いかなる立場においても参加できない。

科された資格停止期間が4年間より長い競技者またはその他の人は、4年間の資格停止期間経過後、Code署名当事者もしくはCode署名当事者の一員から公認されておらず、または、その他これらの権限の下にない国内スポーツ行事に、競技者として参加することができる。ただし、当該国内スポーツ行事は、資格停止期間でなければ、当該競技者またはその他の人が、国内選手権大会または国際競技大会への出場資格を直接的または間接的に取得できる（または国内選手権大会もしくは国際競技大会に向けて得点を累積できた）水準の大会であってはならず、また、いかなる立場においても、要保護者とともに活動する競技者またはその他の人に関連するものであってはならない。

資格停止期間が科された競技者またはその他の人は引き続き検査および居場所情報の提供に係るISSFの要請の対象となるものとする。

10.14.2 **トレーニングへの復帰**

10.14.1の例外として、競技者は（1）当該競技者の資格停止期間の最後の2ヶ月間または（2）賦課された資格停止期間の最後の4分の1の期間のうち、いずれか短い方の間に、チームとトレーニングするために、またはISSFの加盟競技団体のクラブもしくは他の署名当事者の加盟団体の施設を利用するために、復帰することができる。

10.14.3 **資格停止または暫定的資格停止期間中の参加の禁止の違反**

資格停止の宣告を受けた競技者またはその他の人が、資格停止期間中に10.14.1の参加の禁止に違反した場合には、当該参加に伴う結果は失効し、元の資格停止期間と同じ長さの新たな資格停止期間が元の資格停止期間の終わりに追加されるものとする。新たな資格停止期間（資格停止期間を伴わない譴責を含む）は競技者またはその他の人の過誤の程度および当該事案のその他の状況に基づき調整されうる場合がある。競技者またはその他の人が参加の

禁止に違反したか否か、および、調整が妥当であるか否かは、当初の資格停止期間の賦課に至った結果管理を行ったアンチドーピング機関により決定されなければならない。当該決定に対しては、第13条に基づき不服申立てを提起することができる。

10.14.1に記載する暫定的資格停止中に参加の禁止に違反した競技者またはその他の人は、服した暫定的資格停止期間について控除を受けないものとし、当該参加の成績は失効するものとする。

サポートスタッフまたはその他の人が、資格停止または暫定的資格停止期間中の参加禁止に違反した人を支援した場合には、当該サポートスタッフまたはその他の人に対し、ISSFは、当該支援につき、2.9違反に基づく制裁措置を科すものとする。

10.14.4 資格停止期間中の補助金の停止

加えて、10.5または10.6のとおり制裁措置が短縮される場合を除き、アンチドーピングルール違反については、当該人が受けていたスポーツ関係の補助金またはその他のスポーツ関係の便益の全部または一部はISSFおよび国内競技団体により停止される。

10.15 制裁措置の自動公開

各制裁措置のうちの義務的事項として、14.3に定めるとおり、自動公開が含まれるものとする。

第11条 チームに対する措置

11.1 チームの検査

団体戦のチームメンバーの一人（チームスポーツではない）が、競技大会に関連して、第7条のアンチドーピングルール違反の通知を受けた場合には、当該競技大会の所轄組織は、当該競技大会期間中に、当該チームに対し適切な特定対象者検査を実施することができる。

11.2 チームに対する措置

11.2.1 団体戦のチームメンバーが、競技会（時）検査に関連して、犯したアンチドーピングルール違反は、当該チームによるその競技会での成績の失効、またその成績に伴い当該チームやそのメンバーに与えられた成績も、メダル、得点、賞の没収を含め、すべて失効することを自動的に引き起こす。

11.2.2 競技大会に関連してまたはその期間中に起きた、団体戦のチームメンバーによって犯されたアンチドーピングルール違反は、その競技大会で、そのチームが出したすべての成績の失効、またその成績に伴いそのチームやそのメンバーに与えられた成績も、メダル、得点、賞の没収を含め、すべて失効することを、11.2.3に記述されている場合を除き、引き起こすこともある。

11.2.3 競技大会の一つの競技会に関連してまたはその期間中に起きたアンチドーピングルール違反を犯した団体戦のチームメンバーであった競技者が、その違反に対し、チームの他のメンバーに過誤や過失がないことを証明した場合には、その競技大会におけるその他の競技会におけるそのチームの成績は失効しないものとするが、他の競技会におけるそのチームの成績が、その競技者のアンチドーピングルール違反による影響を受けていると考えられる場合はその限りでない。

第12条

他のスポーツ関係団体に対する I S S F の制裁措置と課金

I S S F が、国内競技団体または I S S F が権限を有する他のいかなるスポーツ関係団体が、当該組織または団体の能力内において、このアンチドーピングルールに従い、これを実施し、支持し、施行することを怠っていると認識した場合には、I S S F は権限をもって、以下のようなさらなる懲戒処分を科することができる。

- 12.1 当該組織または団体の構成員の全てまたはその中のグループを、特定の将来の競技大会または特定の期間内に行われる競技大会の一切から排除する。
- 12.2 当該組織または団体への承認、当該組織または団体の構成員の I S S F の活動への参加資格、および/または、当該組織または団体への罰金に関して、以下の記述に基づいて、さらなる懲戒処分を科する。
 - 12.2.1 12ヶ月間に4回以上のアンチドーピングルール違反(2.4に記載されている違反以外)を、所属する競技者またはその他の人によって犯された組織または団体については、(a)2年間にわたり、当該組織または団体の構成員の全てまたはその中のグループを、I S S F のいかなる活動の一切から排除されることがある。および/または、(b)当該組織または団体に、10,000ユーロを上限として、罰金を科されることがある。
 - 12.2.2 12.2.1に述べられている違反に加えて、12ヶ月間に4回以上のアンチドーピングルール違反(2.4に記載されている違反以外)を、所属する競技者またはその他の人によって犯された組織または団体については、4年間以内の資格停止となることがある。
 - 12.2.3 国際競技大会の期間中にアンチドーピングルール違反を犯した競技者またはその他の人が1名以上出た組織または団体は、10,000ユーロを上限として、罰金を科されることがある。
 - 12.2.4 I S S F からの競技者居場所情報の請求を受け取ったのち、競技者の居場所情報を I S S F に知らせ続けることを怠ってしまった組織または団体は、当該組織または団体の競技者の検査にかかった I S S F の全費用の返済に加えて、競技者あたり2,000ユーロを上限として、罰金を科されることがある。
- 12.3 そのような組織または団体に対する財政的支援またはその他の財務支援および非財務支援のすべてまたは一部を中断する。
- 12.4 そのような組織または団体に所属する競技者またはその他の人が犯したアンチドーピングルール違反に関連した全費用(研究所の料金、聴聞会費用、旅費を含むがこれらに限定されるものではない)は、当該組織または団体が I S S F に償還する。

第13条

結果管理：不服申立て

13.1

不服申立ての対象となる決定

Codeおよびこのアンチドーピングルールに基づいて下された決定については、以下の13.2から13.46までの規定またはこのアンチドーピングルール、Codeもしくは国際基準に従い不服申立てを行うことができる。当該決定は、不服申立審査機関が別の命令を下さない限り、不服申立期間中においても引き続き効力を有するものとする。

13.1.1

審査範囲の非限定

不服申立ての審査範囲は、当該案件に関連するすべての論点を含み、当初の決定の審査者が審査した論点または審査範囲に限定されない。不服申立ての当事者は、第一審の聴聞会で提起されまたは取り扱われたのと同じ請求原因または同じ一般的な事実もしくは状況に起因する限りにおいて、第一審の聴聞会で提起されなかった証拠、法的議論および主張を提出することができる。

- 13.1.2 CASは不服申立てのなされた判断に拘束されない
CASはその決定を下すに当たり、その決定に対し不服申立てが提起されている組織により行使された裁量に服することができない。
- 13.1.3 WADAは内部的救済を尽くすことを義務づけられない
第13条に基づきWADAが不服申立てを行う権利を有し、かつ、ISSFの手続において、その他の当事者が終局的な決定に対し不服申立てをしない場合には、WADAは当該決定に対し、ISSFの手続における他の救済措置を尽くすことなく、CASに対し直接不服申立てを行うことができる。
- 13.2 **アンチドーピングルール違反、措置、暫定的資格停止、決定の実施、および権限に関する決定に対する不服申立て**
アンチドーピングルールに違反した旨の決定、アンチドーピングルール違反の措置を科すまたは科さない旨の決定、アンチドーピングルール違反がなかったという旨の決定、アンチドーピングルール違反に関する手続が手続上の理由（例えば、時効を含む）により進めることができないという決定、引退した競技者が競技会に復帰する際の5.6.1に基づく6ヶ月前の通知要件に対し例外を付与しない旨のWADAによる決定、Codeの7.1に基づき結果の管理を課すWADAによる決定、違反が疑われる分析報告または非定型報告をアンチドーピングルール違反として主張しないこととするISSFによる決定、もしくは「結果管理に関する国際基準」に従いドーピング捜査の後アンチドーピングルール違反に関する手続を進めないこととするISSFによる決定、暫定聴聞会の結果として暫定的資格停止を科し、または取り消す決定、ISSFによる7.4の非遵守、ISSFが、主張されたアンチドーピングルール違反もしくはその措置につき判断する権限を有さない旨の決定、措置を猶予もしくは猶予しない旨、もしくは10.7.1に基づき猶予された措置を復活もしくは復活しない旨の決定、Codeの7.1.4および7.1.5の不遵守、10.8.1の不遵守10.14.3の決定、ならびに第15条に基づく別のアンチドーピング機関の決定を実施しない旨のISSFの決定ならびにCodeの27.3に基づく決定については、13.2の定めに基づいてのみ不服申立てを行うことができる。
- 13.2.1 国際レベルの競技者または国際競技大会に関連する不服申立て
国際競技大会への参加により発生した事案または国際レベルの競技者が関係した事案の場合には、当該決定は、CASにのみ不服申立てを行うことができる。
- 13.2.2 その他の競技者またはその他の人が関係する不服申立て
13.2.1項が適用されない場合には、当該決定は、当該競技者またはその他の人に権限を持つ国内アンチドーピング機関が承認したルールに従って、不服申立審査機関に不服申立てを行うことができる。

当該不服申立てに関するルールは、次に掲げる原則を尊重するものとする。・適時の聴聞会、・公正かつ公平で運営上の独立性および組織的な独立性を有する聴聞パネル、・自費で代理人を立てる権利、・適切な時期における、書面による、理由付の決定。

上記のような機関が不服申立ての時点において設置されておらず利用可能でない場合には、当該決定は、適切な手続き規定に従って、CASに不服申立てすることができる。

13.2.3 不服申立てを行う権利を有する人

13.2.3.1 国際レベルの競技者または国際競技大会が関係する不服申立て

13.2.1 に定められている事案の場合、CASに不服申立てを行う権利を有する当事者は次のとおりとする。(a) 不服申立てを行う決定の対象となった競技者またはその他の人、(b) 当該決定が下された事案の他の当事者、(c) ISSF、(d) 当該人の居住地国または当該人が国民もしくは市民権者である国の国内アンチドーピング機関、(e) 国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会(オリンピック大会またはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合)、(f) WADA。

13.2.3.2 その他の競技者またはその他の人が関係する不服申立て

13.2.2 に定められている事案の場合、国内レベルの不服申立機関に不服申立てを行う権利を有する当事者は、国内アンチドーピング機関の定めのとおりとするものとするが、最低限、次の者を含むものとする。(a) 不服申立てを行う決定の対象となった競技者またはその他の人、(b) 当該決定が下された事案の他の当事者、(c) ISSF、(d) 当該人の居住地国または当該人が国民でありもしくはライセンスの所持者である国の国内アンチドーピング機関、(e) 国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会(オリンピック大会またはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合)、(f) WADA。

13.2.2 に定められている事案の場合、WADA、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会およびISSFは、国内レベルの不服申立機関の決定に関して、CASにも不服申立てを行う権利を有するものとする。

不服申立てを行う当事者は、不服申立ての対象となる決定を下したアンチドーピング機関からすべての関係情報を取得するためにCASからの支援を受けることができるものとし、また、CASが命じた場合には当該情報は提供されるものとする。

13.2.3.3 通知義務

CASの不服申立ての全当事者は、WADAおよび不服申立てを行う権利を有するすべての当事者が、不服申立てについて適時の通知を付与されたことを確保しなければならない。

13.2.3.4 暫定的資格停止の賦課に関する不服申立て

このルールの他の規定にかかわらず、暫定的資格停止の賦課について不服申立てを行うことができる人は、当該暫定的資格停止が科された、競技者またはその他の人に限られる。

13.2.3.5 第12条による決定に対する不服申立て

第12条に基づくISSFによる決定は、国内競技団体またはその他の団体によって、CASにのみ不服申立てを行うことができる。

- 13.2.4 交差不服申立ておよびその他認められる後続の不服申立て
Codeに基づきCASに提起された事案における被不服申立人による交差不服申立てその他後続の不服申立ては、明示的に認められる。第13条に基づき不服申立てを提起する権利を有する当事者は、遅くとも当該当事者の答弁時までに、交差不服申立てまたは後続の不服申立てを提起しなければならない。
- 13.3 **ISSFによる時期に遅れた決定**
WADAが定めた合理的な期間内に、ISSFが個々の事案におけるアンチドーピングルール違反の有無に関し、決定を下さなかった場合には、WADAは、ISSFがアンチドーピングルール違反がないと判断する決定を下したものとして、CASに対して直接に不服申立てを行うことを選択できる。CASの聴聞パネルが、アンチドーピングルール違反があり、かつ、WADAのCASに対する直接の不服申立ての選択が合理的なものであると判断した場合には、不服申立ての手續遂行に関するWADAの費用および弁護士報酬は、ISSFからWADAに対して償還されるものとする。
- 13.4 **TUEに関連する不服申立て**
TUE決定に対しては、4.4に定められているとおりにのみ、不服申立てを提起することができる。
- 13.5 **不服申立決定の通知**
ISSFは、14.2に定めるとおり、*競技者*またはその他の人ならびに13.2.3に基づき不服申立てを提起する権利を有する他のアンチドーピング機関に、不服申立決定を速やかに提供するものとする。
- 13.6 **不服申立ての提出期間**
- 13.6.1 CASへの不服申立て
CASに不服申し立てできる期間は、不服申立てする当事者が決定を受け取った日から21日間となる。上記にかかわらず、不服申立てをする決断につながる決定をまだ受けていない当事者が不服申立ての権利を持つ当事者となって提出する不服申立てに関しては次の事項が適用されることになる。
(a) 決定を受けた当事者は、決定の通知から15日以内の間、*結果管理*の権限を持つアンチドーピング機関にその決定に関係する写しを請求する権利を持つことになる。
(b) そのような要求が15日以内になされた場合、そのような要求を行った当事者は事案の受け取りから21日以内にCASに不服申立てを提出することになる。
上記にかかわらず、WADAにより提出された不服申立てに対する提出期限は次のうちの遅い方までとなる。
(a) この事例の不服申立ての権利を持つ全ての当事者全員が不服申し立て可能となった日から21日間。
(b) WADAがその決定に関する完全な書類を受け取った後の21日間。
- 13.6.2 13.2.2による不服申立て
*国内アンチドーピング機関*が定めたルールに従って、国内の独立した公平な機関に不服申し立てできる期間は、*国内アンチドーピング機関*の定めるその同じルールの中に示されることに

なる。

上記にかかわらず、WADAにより提出された不服申立てに対する提出期限は次のうちの遅い方までとなる。

(a) この事例の不服申立ての権利を持つ全ての当事者が不服申し立て可能となった日から21日間。

(b) WADAがその決定に関する完全な書類を受け取った後の21日間。

第14条

守秘義務および報告

14.1

違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他の主張されたアンチドーピングルール違反に関する情報

14.1.1

競技者またはその他の人に対するアンチドーピングルール違反の通知

アンチドーピングルール違反を主張される競技者またはその他の人への通知は、このアンチドーピングルールの第7条および第14条に基づいて行われることとなる。

アンチドーピングルール違反の告発にいたる結果管理のどの過程においても、ISSFがこの事案についてこれ以上の進行をしないと決定した場合、競技者またはその他の人（結果管理が進行中であることを知らされていた競技者またはその他の人）は通知をされなければならない。

通知は、競技者またはその他の人に郵送またはeメールで送られることになる。

14.1.2

国内アンチドーピング機関およびWADAへのアンチドーピングルール違反の通知

競技者またはその他の人の国内アンチドーピング機関およびWADAへのアンチドーピングルール違反の主張の通知は、第7条および第14条に基づいて、競技者またはその他の人への通知と同時に行われることとなる。

アンチドーピングルール違反の告発にいたる結果管理のどの過程においても、ISSFがこの事案についてこれ以上の進行をしないと決定した場合、13.2.3にある不服申立ての権利を持つアンチドーピング機関に通知（その理由とともに）を行わなければならない。

通知は、郵送またはeメールで送られることになる。

14.1.3

アンチドーピングルール違反の通知の内容

アンチドーピングルール違反の通知には、競技者またはその他の人の氏名、出身国、競技および種目、競技者の競技レベル、競技会（時）検査または競技会外検査の別、検体採取日、分析機関が報告した分析結果およびその他「検査およびドーピング調査に関する国際基準」および「結果管理の国際基準」により要請されているその他の情報が含まれることになる。

2.1以外のアンチドーピングルール違反の通知は違反したルールおよび主張された違反の根拠も含まれることになる。

14.1.4

状況の報告

14.1.1に従いアンチドーピングルール違反の通知に至らなかったドーピング捜査に関わる場合を除き、競技者またはその他の人の国内アンチドーピング機関およびWADAには、第7条、第8条または第13条に基づき審査または手続が実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、また、書面による理由を付した説明文書または事案

の解決につき説明する決定が速やかに提供されるものとする。

14.1.5 守秘義務

I S S Fが、下記の14.3に基づき許容される一般開示を行うまでは、情報を受領した機関は、当該情報を知る必要のある人（国内オリンピック委員会、国内競技団体、およびチームスポーツにおけるチームなどの適切な人員を含む）以外に当該情報を開示しないものとする。

14.1.6 I S S Fの従業員またはエージェントによる秘密の情報の保護

I S S Fは、違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他の主張されたアンチドーピングルール違反に関する情報が、そのような情報が14.3に従って一般開示されるまで、守秘されることを保証する。I S S Fは、従業員（正規および非正規にかかわらず）、契約者、エージェント、コンサルタントおよび「委託された第三者」が十分実施可能な契約上の守秘義務およびそのような秘密情報の不適切かつ/または不承認開示の十分実施可能な調査および自制の対象となっていることを保証する。

14.2 アンチドーピングルール違反または資格停止もしくは暫定的資格停止違反の決定の通知およびファイルに対する要請

14.2.1 7.6、8.2、10.5、10.6、10.7、10.14.3 または 13.5 に従い下されたアンチドーピングルール違反または資格停止もしくは暫定的資格停止違反の決定は、当該決定に至る完全な理由を含み、該当する場合には、可能性のある最大限の措置が賦課されなかったことの正当な理由も含むものとする。決定が英語またはフランス語のいずれでもない場合には、I S S Fは当該決定および決定を裏付ける理由の英語またはフランス語での要約を提供するものとする。

14.2.2 14.2.1 に従い受領した決定に不服申立てを提起する権利を有するアンチドーピング機関は、受領後15日以内に、当該決定に関連する完全な案件記録の写しを要請することができる。

14.3 一般開示

14.3.1 「結果管理に関する国際基準」に従って競技者またはその他の人に対し、また、14.1.2に従って該当するアンチドーピング機関に対し、それぞれ通知が提供された後、潜在的なアンチドーピングルール違反について通知を受けた競技者またはその他の人の身元、禁止物質または禁止方法および関連する違反の性質、ならびに競技者またはその他の人が暫定的資格停止の対象となっているか否かについては、I S S Fによって一般開示される場合がある。

14.3.2 13.2.1または13.2.2に基づく不服申立て決定、または当該不服申立ての放棄、または第8条に基づく聴聞を受ける権利の放棄、または主張されたアンチドーピングルール違反に対して適切な時期に異議が唱えられなかったとき、または当該案件が10.8に基づき解決されたとき、または新しい資格停止の期間もしくは譴責が10.14.3に基づき賦課されたときから20日以内に、I S S Fは、競技、違反の対象となったアンチドーピングルール、違反をした競技者またはその他の人の氏名、関係する禁止物質または禁止方法（もしあるなら）および科せられた措置を含む当該アンチドーピング事案に関する処理について一般報告しなければならない。I S S Fはまた、20日以内に、上記情報を含む、アンチドーピングルール違反に

関する不服申立ての決定の結果についても、その発表が国内法に違反することとならない限り、一般報告しなければならない。その様な場合、I S S Fは、代替りの一般開示の手順を提供する。

- 14.3.3 13.2.1もしくは13.2.2に基づく不服申立て決定においてアンチドーピングルール違反が行われたものと判断され、もしくは当該不服申立てが放棄された後、第8項に従った聴聞会中、もしくは当該聴聞を受ける権利が放棄された場合、アンチドーピングルール違反の主張に対し別途適時に異議が申し立てられなかった場合、または当該案件が10.8に基づき解決された場合には、I S S Fは当該決定または判断を公開することができ、当該案件につき公に見解を述べることができる。
- 14.3.4 聴聞会または不服申立ての後に競技者またはその他の人がアンチドーピングルールに違反していない旨決定された場合には、当該決定について不服申立てが提起されていた事実は、一般開示される場合がある。しかし、決定自体およびその背景事実は、当該決定の対象となった競技者またはその他の人の同意があった場合を除き、一般開示されてはならない。I S S Fは、当該同意を得るために合理的な努力を行うものとし、また、同意が得られた場合には、当該決定を完全な形で、または競技者もしくはその他の人が認める範囲で編集した形で一般開示するものとする。
- 14.3.5 開示は、少なくとも、義務づけられた情報をI S S Fのウェブサイトにおいて一ヶ月間または資格停止期間の存続期間のいずれか長い方の期間、掲載することにより、行われるものとする。開示は、資格停止期間または別途示された期間が満了するとともに、即座に、終了する。
- 14.3.6 14.3.1および14.3.3に定める場合を除き、アンチドーピング機関、国内競技団体、もしくはWADA認定分析機関またはそれらの役職員等は、当該競技者もしくはその他の人もしくは随員もしくはその他の代理人に起因する公のコメントに対応し、またはこれらの者により提供される情報に基づく場合を除き（手続および科学的知見の一般的な説明とは異なる）、未決の事案における特定の事実につき公に見解を述べてはならない。
- 14.3.7 14.3.2において要請される義務的な一般報告は、アンチドーピングルール違反を行ったと判断された競技者またはその他の人が18歳未満の者、要保護者またはレクリエーション競技者の場合には要請されないものとする。18歳未満の者、要保護者またはレクリエーション競技者に関する事案における任意的な一般報告は、当該事案の事実および状況に釣り合うものとする。
- 14.4 **統計数値の報告**
I S S Fは、少なくとも年1回、ドーピングコントロール活動の全体的な統計数値の報告書を公表し、その写しをWADAに対して提供するものとする。I S S Fは、各検査において検査を受けた各競技者の氏名、および検査の日付に関する報告書についても公表することができる。
- 14.5 **ドーピングコントロール情報データベースおよびコンプライアンスの監視**
WADAが自己のコンプライアンス監視の役割を遂行し、アンチドーピング機関間のリソースの効果的な使用および該当するドーピングコントロール情報の共有を確保すること

を可能にするために、ISSFは、適用される国際基準が要請するところに従い、とりわけ以下を含む、ドーピングコントロール関連情報を、ADAMSを通じてWADAに報告するものとする。

- (a) 国際レベルの競技者および国内レベルの競技者のためのアスリートバイオロジカルパスポートのデータ
- (b) 登録検査対象者リストに含まれる競技者の居場所情報
- (c) TUE決定、および
- (d) 結果管理に関する決定

14.5.1 調整された検査配分計画を促進し、複数のアンチドーピング機関による不要な検査重複を回避すると共に、アスリートバイオロジカルパスポートのプロフィールが更新されていることを確保するために、ISSFは、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に規定される要件および時間軸に従い、ドーピングコントロールフォームをADAMSに入力することにより、競技会（時）および競技会外の検査の一切をWADAに報告するものとする。

14.5.2 TUEに関するWADAの監督および不服申立ての権利を促進するために、ISSFは「治療使用特例に関する国際基準」に含まれる要件および時間軸に従い、ADAMSを使用してTUE申請、決定および関連文書の一切を報告するものとする。

14.5.3 結果管理に関するWADAの監督および不服申立ての権利を促進するために、ISSFは「結果管理に関する国際基準」に概要が示される要件および時間軸に従い、次の情報をADAMSに報告するものとする。(a) 違反が疑われる分析報告に関するアンチドーピングルール違反および関連決定の通知、(b) 違反が疑われる分析報告ではない他のアンチドーピングルール違反に関する通知および関連決定、(c) 居場所情報関連義務違反、ならびに(d) 暫定的資格停止を賦課し、取り消し、または復活させる決定。

14.5.4 本項に規定される情報は、適切である場合に、適用規則に従い、競技者、競技者の国内アンチドーピング機関および競技者に対して検査権限を有するその他アンチドーピング機関に利用可能なものとされる。

14.6 データプライバシー

14.6.1 ISSFは、Codeおよび国際基準（特に「プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準」を含む。）およびこのアンチドーピングルールに従い、かつ適用されうる法を遵守して、各々のアンチドーピング活動を遂行するために必要かつ適切である場合には、競技者その他の人に関する個人情報を収集し、保管し、加工しまたは開示することができる。

14.6.2 前述を制限することなく、ISSFは、

- (a) 正当な法的理由に従って、個人情報を処理するだけである。
- (b) このアンチドーピングルールの対象となる参加者または人に、適切な法および「プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準」に応じた方法と様式により、このアンチドーピングルールを履行する目的で、ISSFおよびその他の人によって編集された個人情報を、知らせる。
- (c) どの第三者のエージェント（委託された第三者を含む）とも、そのような情報の秘密

性およびプライバシーを保護する適切な技術的および契約上の管理の対象となる参加者または人の個人情報を分かち合うことを保証する。

第15条 決定の実施

- 15.1 署名当事者であるアンチドーピング機関による決定の自動的な拘束力ある効果
- 15.1.1 署名当事者であるアンチドーピング機関、不服申立機関（Codeの13.2.2）またはCASの行った決定は、当該手続の当事者が通知を受けた後、以下の効果をもって、すべての競技における署名当事者同様ISSFおよび国内競技団体に対し、当該手続における当事者以外に対しても自動的に拘束力を有するものとする。
 - 15.1.1.1 （暫定聴聞会が行われ、または競技者もしくはその他の人が暫定的資格停止を受け入れ、もしくは暫定聴聞会、緊急聴聞会もしくは7.4.3に従い提供される簡易な不服申立てに対する権利を放棄した後に）暫定的資格停止を賦課する旨の上記のいずれかの機関による決定は、当該競技者またはその他の人が、（10.14.1に定めるとおり）暫定的資格停止中に署名当事者の権限内の競技の一切に参加することを自動的に禁止する。
 - 15.1.1.2 （聴聞会が行われ、または放棄された後に）資格停止期間を賦課する旨の上記のいずれかの機関による決定は、当該競技者またはその他の人が、（10.14.1に定めるとおり）資格停止期間中に署名当事者の権限内の競技の一切に参加することを自動的に禁止する。
 - 15.1.1.3 アンチドーピングルール違反を受け入れる旨の上記のいずれかの機関による決定は、すべての署名当事者に対し自動的に拘束力を有する。
 - 15.1.1.4 特定の期間について10.10に基づき成績を失効させる旨の上記のいずれかの機関による決定は、当該特定の期間中に署名当事者の権限内で獲得された成績の一切を自動的に失効させる。
- 15.1.2 ISSFおよび国内競技団体は、ISSFが決定の通知を実際に受けた日または決定がWADAによりADAMSに記録された日のいずれか早い方に、更なる措置を要求されることなく、15.1.1により要求される決定およびその効果を承認し、実施する義務を負う。
- 15.1.3 措置を停止しまたは取り消す旨のアンチドーピング機関、国内不服申立機関またはCASによる決定は、ISSFが決定の通知を実際に受けた日または決定がWADAによりADAMSに記録された日のいずれか早い方に、更なる措置を要求されることなく、ISSFおよび国内競技団体に対し拘束力を有するものとする。
- 15.1.4 ただし、15.1.1の規定にかかわらず、競技大会中の簡易な手続で行われた主要競技大会機関によるアンチドーピングルール違反に関する決定は、当該主要競技大会機関の規則において競技者またはその他の人に対し、簡易な手続ではない手続に基づく不服申立ての機会が提供される場合を除き、ISSFまたは国内競技団体に対し拘束力を有しないものとする。
- 15.2 アンチドーピング機関による他の決定の実施
ISSFおよび国内競技団体は、暫定聴聞会または競技者もしくはその他の人による受諾前の暫定的資格停止等、上記15.1.1に規定されていない、アンチドーピング機関により言い渡された他のアンチドーピングに関する決定を実施することを決定することができる。
- 15.3 署名当事者ではない機関による決定の実施

*Code*の署名当事者ではない機関によるアンチドーピングに関する決定は、ISSFが、当該決定が当該機関の権限内であり、当該機関のアンチドーピングルールが*Code*に適合するものであると判断する場合には、ISSFおよび国内競技団体により実施されるものとする。

第16条 **時効**

アンチドーピングルール違反が発生したと主張された日から10年以内に、競技者またはその他の人が第7条の定めに従いアンチドーピングルール違反の通知を受けなかった場合、または通知の付与が合理的に試みられなかった場合には、当該競技者またはその他の人に対してアンチドーピングルール違反の手続は開始されないものとする。

第17条 **教育**

ISSFは、*Code*の18.2および「教育に関する国際基準」の要求するところに沿って、教育を計画し、実施し、評価し、および進展させるものとする。

第18条 **国内競技団体の追加的役割および責務義務**

- 18.1 すべての国内競技団体およびその加盟団体は*Code*、国際基準およびこのアンチドーピングルールに従うこととなる。すべての国内競技団体およびその他の加盟団体は、このアンチドーピングルールの序論（「このアンチドーピングルールの適用範囲」の項）に定める通り、アンチドーピングの管轄権限の下にある競技者（国内レベルの競技者を含む）およびその他の人に対して直接ISSFがこのアンチドーピングルール（検査の実施を含む）を強制できる事を保障するために必要な条項を方針、規則および計画の中にも含めるものとする。
- 18.2 各国内競技団体はこのアンチドーピングルールを直接または参照として、協会運営に関する文書、憲章かつ/または競技ルールの一部としてルールの中に組み入れられるものとし、それにより国内競技団体は自身のアンチドーピングの権限の下にある競技者（国内レベルの競技者を含む）およびその他の人に関して直接そのアンチドーピングルールを強制することができる。
- 18.3 このアンチドーピングルールを採用し、協会運営に関する文書および競技ルールに取り入れることにより、国内競技団体は、この目的に関して、ISSFの協力と支援を得ることになる。この権限の下、人に対して制裁を科する決定を含めてこのアンチドーピングルールに従って下された決定を承認し、従い、および実施するものとする。
- 18.4 すべての国内競技団体は、*Code*、国際基準、およびこのアンチドーピングルールの遵守を実施するための適切な行動を起こすものとする。特に、
- (i) ISSFの文書化された権限の下でのみの検査の実施および「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に従って検体採取するための国内競技団体または他の検体採取権限の使用。
 - (ii) *Code*の5.2.1に従う、その国における国内アンチドーピング機関の権限の承認および国内アンチドーピング機関の実施する競技における国内検査に対する適切な援助。

(iii) 採取したすべての検体の、6.1に従ったWADA認定または承認分析機関を使用した分析。

(iv) 国内競技団体の発見したどのような国内レベルのアンチドーピングルール違反の事犯に対しても、8.1 および「結果管理の国際基準」に従った運営上の独立性をもった聴聞会が裁定を下すことの保証。

18.5 すべての国内競技団体は、参加の条件としてこのアンチドーピングルールに拘束されることおよびCodeに即したアンチドーピング機関の結果管理の権限に従うことに同意した国内競技団体やその加盟団体が承認または企画した競技会または活動に参加準備または参加するすべての競技者およびそのような競技者に関係するすべてのサポートスタッフに必要なとなるルールを制定するものとする。

18.6 すべての国内競技団体は、アンチドーピングルール違反を示唆または違反に関するどのような情報もISSFおよび当該国内アンチドーピング機関に報告するものとし、かつドーピング捜査を行う権限を持つアンチドーピング機関が行うドーピング捜査に協力するものとする。

18.7 すべての国内競技団体は、拘束力のある管轄権の及ばない禁止物質または禁止方法の使用を行うサポートスタッフから、ISSFまたは国内競技団体の権限の下にある競技者に対してサポートを提供させることを妨げるために懲戒処分に関するルールを整えておくものとする。

18.8 すべての国内競技団体は、国内アンチドーピング機関と共同し、アンチドーピング教育を実施することとする。

第19条 ISSFの追加的な役割および責務

19.1 国際競技連盟に対するCodeの20.3に記載される追加的な役割および責務として、ISSFは、Codeの24.1.2に従い、ISSFのCodeおよび国際基準の遵守状況をWADAに報告することとする。

19.2 適用法令およびCodeの20.3.4に従い、ドーピングコントロールの一面に関与しているISSFの理事会構成員、理事、役員、職員および任命された委託された第三者に対し、直接かつ意図的な不正行為についてCodeに適合するこのアンチドーピングルールに人として拘束されることに同意することを、ISSFの提供する様式に、署名しなければならない。

19.3 適用法令およびCodeの20.3.5に従い、（授権されたアンチドーピング教育またはリハビリプログラム以外の）ドーピングコントロールに関連するISSF職員は、ISSFが提供する、暫定的資格停止がなされてなく、もしくは資格停止期間に服してなく、およびCodeに適合するルールが適用されていたのであればアンチドーピングルール違反を構成したであろう行為に過去6年以内に直接または意図的に従事したことがないことに適合する声明に、署名しなければならない。

第20条 競技者の追加的な役割および責務

- 20.1 このアンチドーピングルールについて精通し、遵守すること。
- 20.2 いつでも検体採取に応じること。
- 20.3 アンチドーピングとの関連で、自己の摂取物および使用物に対して責任を負うこと。
- 20.4 医療関係者に対して自らが禁止物質および禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを伝達するとともに、自らが受ける医療処置について、このアンチドーピングルールに違反しないようにすることに関して責任を負うこと。
- 20.5 競技者が過去10年の間に、アンチドーピングルール違反を行った旨の非署名当事者により認定された決定があれば、それをISSFおよび当該競技者の国内アンチドーピング機関に開示すること。
- 20.6 アンチドーピング機関によるアンチドーピングルール違反の調査に協力すること。
- 20.7 ISSFまたは国内競技団体または競技者に対し権限を有するその他のアンチドーピング機関の要請により、自己のサポートスタッフの身分を開示すること。
- 20.8 競技者による、ドーピングコントロール役員またはドーピングコントロールに関わるその他の人に対する攻撃的な行為は、不正干渉とみなされなくとも、ISSFの倫理コードの下で、倫理的に許されない行為の疑いをかけられることもある。

第21条 サポートスタッフの追加的な役割および責務

- 21.1 このアンチドーピングルールについて精通し、遵守すること。
- 21.2 競技者の検査プログラムに協力すること。
- 21.3 競技者の価値観および行動に対して自らの影響力を行使して、アンチドーピングの態度を醸成すること。
- 21.4 サポートスタッフが過去10年間の間にアンチドーピングルール違反を行った旨の非署名当事者により認定された決定があれば、それをISSFおよび当該サポートスタッフの国内アンチドーピング機関に開示すること。
- 21.5 アンチドーピングルール違反についてドーピング調査を実施するアンチドーピング機関に協力すること。
- 21.6 サポートスタッフは、正当な理由なく禁止物質または禁止方法を使用し、または保有しないものとする。
- 21.7 サポートスタッフによる、ドーピングコントロール役員またはドーピングコントロールに関わるその他の人に対する攻撃的な行為は、不正干渉とみなされなくとも、ISSFの倫理コードの下で、倫理的に許されない行為の疑いをかけられることもある。

第22条 このアンチドーピングルールの対象であるその他の人の追加的な役割および責務

- 22.1 このアンチドーピングルールについて精通し、遵守すること。
- 22.2 その他の人が過去10年間の間にアンチドーピングルール違反を行った旨の非署名当事者により認定された決定があれば、それをISSFおよび当該サポートスタッフの国内アンチドーピング機関に開示すること。
- 22.3 アンチドーピングルール違反についてドーピング調査を実施するアンチドーピング機関に

協力すること。

- 22.4 正当な理由なく禁止物質または禁止方法を使用し、または保有しないこと。
- 22.5 このアンチドーピングルールの対象であるその他の人による、ドーピングコントロール役員またはドーピングコントロールに関わるその他の人に対する攻撃的な行為は、不正干渉とみなされなくとも、ISSFの倫理コードの下で、倫理的に許されない行為の疑いをかけられることもある。

第23条 **Codeの解釈**

- 23.1 Codeの正文はWADAが維持するものとし、英語およびフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。
- 23.2 Codeの各条項に付されている解説は、Codeの解釈に使用されるものとする。
- 23.3 Codeは独立、かつ自立した文書として解釈されるものとし、署名当事者または各国政府の既存の法令を参照して解釈されないものとする。
- 23.4 Codeの各部および各条項の見出しは、便宜上のものであって、Codeの実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものではない。
- 23.5 Codeまたは国際基準において「日」という用語が使用される場合には、別途規定される場合を除き、暦日を意味するものとする。
- 23.6 Codeは、署名当事者によって受諾され、当該署名当事者の規則にて実施される以前から審理中の事案に対し、遡及して適用されない。ただし、Code以降に発生した違反について第10条に基づいて制裁措置を認定する場合には、Code以前におけるアンチドーピングルール違反も「1回目の違反」または「2回目の違反」として数えられる。
- 23.7 「世界アンチドーピングプログラムおよびCodeの目的、範囲および構成」、「付属文書1-定義」および「付属文書2-第10条の適用例」は、Codeの不可分の一部として扱われる。

第24条 **最終規定**

- 24.1 このアンチドーピングルールにおいて「日」という用語が使用される場合には、別途規定される場合を除き、暦日を意味するものとする。
- 24.2 このアンチドーピングルールは独立、かつ自立した文書として解釈されるものとし、既存の法令を参照して解釈されないものとする。
- 24.3 このアンチドーピングルールは、Codeおよび国際基準の適切な条項に準じて採用され、Codeおよび国際基準の適切な条項と一致する形で解釈される。Codeおよび国際基準は、このアンチドーピングルールの不可分の一部として扱われ、このアンチドーピングルールと矛盾の生じた場合、優先されることとなる。
- 24.4 「序論」および「付属文書1」は、このアンチドーピングルールの不可分の一部として扱われる。
- 24.5 Codeの各条項に付されている解説は、参照文としてこのアンチドーピングルールに組み

- 入れられ、このアンチドーピングルールの各条項の解説として扱われることとなり、このアンチドーピングルールを解釈するために使用されることとなる。
- 24.6 このアンチドーピングルールは、2021年1月1日（「効力発生日」）に施行されることとなる。2018年1月1日に施行された「ISSFアンチドーピングルール」は無効となる。
- 24.7 このアンチドーピングルールは、「効力発生日」以前から審理中の事案に対し、遡及して適用されることはない。ただし、
- 24.7.1 「効力発生日」以降に発生した違反について 第10条に基づいて制裁措置を認定する場合には、「効力発生日」以前におけるアンチドーピングルール違反も「1回目の違反」または「2回目の違反」として数えられる。
- 24.7.2 「効力発生日」において審理中のアンチドーピングルール違反事案、および「効力発生日」以前に発生したアンチドーピングルール違反に基づく「効力発生日」以降に提起されたアンチドーピングルール違反事案に関しては、当該事案に関する聴聞パネルが、当該事案の状況に基づき、「寛大な法（lex mitior）」の原則を適用することが適切である旨を判断しない限り、主張されているアンチドーピングルール違反の発生時に効力を有していた実体的なアンチドーピングルールに準拠し、このアンチドーピングルールに定められている実体的なアンチドーピングルールには準拠しないものとする。
- かかる目的において、10.9.4に基づく複数回の違反の認定において従前の違反が考慮される際の遡及的期間および第16条に定める時効は、実体的な規則ではなく手続規則であり、このアンチドーピングルールの他の手続規則と併せて、遡及的に適用されるべきである（ただし、第16条は、「効力発生日」までに時効期間が満了していない場合に限り、遡及的に適用されるものとする）。
- 24.7.3 「効力発生日」以前のどのような2.4の居場所情報関連義務違反（「結果管理の国際基準」に定義されている用語としては、提出義務違反または検査未了）も繰り越されることとなり、満了前においては、「結果管理の国際基準」に従って処理されるが、違反発生後、12ヶ月で満了すると思われる。
- 24.7.4 アンチドーピングルール違反に対する終局的な決定が「効力発生日」以前に言い渡されたが、**競技者**またはその他の人が「効力発生日」において依然として**資格停止**期間中である事案に関し、**競技者**またはその他の人は、アンチドーピングルール違反の**結果管理**を行うISSFまたはその他のアンチドーピング機関に対し、このアンチドーピングルールを踏まえた**資格停止**期間の短縮を申請できる。当該申請は**資格停止**期間が満了する前になされなければならない。上記に関した決定に対しては、13.2に従って不服申立てを行うことができる。このアンチドーピングルールは、終局的な決定が言い渡され、科された**資格停止**期間が満了した事案には適用されない。
- 24.7.5 10.9.1に基づき2回目の違反につき**資格停止**期間を査定する際、1回目の違反の制裁措置が「効力発生日」以前に有効であった規則に基づき決定されている場合には、このアンチドーピングルールが適用可能であったならば1回目の違反につき査定されたであろう**資格停止**期間が、適用されるものとする。
- 24.7.6 **禁止表**および**禁止表上**の物質に関するテクニカルドキュメントに対する変更は、別途具体

的に規定する場合を除き、遡及的に適用してはならない。しかし、例外として、禁止物質が禁止表から除外された場合には、禁止物質であった物質を理由として資格停止期間に現に服している競技者またはその他の人は、アンチドーピングルール違反について結果管理責任を負っていたISSFまたはアンチドーピング機関に対し、禁止表から当該物質が除外されたことを踏まえた資格停止期間の短縮を検討するよう申請することができる。

日本競技規則(2021)

18歳未満の者 とは、18歳に達していない自然人をいう。

ADAMS とはアンチドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者およびWADAのアンチドーピング活動を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。

CAS とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

Code とは、世界アンチドーピング規定をいう。

WADA とは、世界アンチドーピング機構をいう。

アスリートバイオロジカルパスポート とは、検査およびドーピング捜査調査に関する国際基準および分析機関に関する国際基準において記載される、データを収集および照合するプログラムおよび方法をいう。

アスリートバイオロジカルパスポートに基づく違反が疑われる報告 とは、適用のある国際基準において記載されているアスリートバイオロジカルパスポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

アスリートバイオロジカルパスポートに基づく非定型報告 とは、該当する国際基準において、アスリートバイオロジカルパスポートに基づく非定型報告として記載される報告をいう。

アンチドーピング活動 とは、アンチドーピング教育および情報、検査配分計画、登録検査対象者リストの維持、アスリートバイオロジカルパスポートの管理、検査の実施、検体の分析の手配、インテリジェンスの収集およびドーピング調査の遂行、TUE申請の処理、結果管理、聴聞会、賦課された措置の遵守の監視および執行、その他Codeおよび/または国際基準に定めるとおり、アンチドーピング機関によりまたはこれに代わって遂行されるアンチドーピングに関連するすべての活動をいう。

アンチドーピング機関 とは、ドーピングコントロール手続の開始、実施、または執行に関する規則を採択する責任を負うWADAまたは署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の競技大会において検査を実施する主要競技大会機関、国際競技連盟、国内アンチドーピング機関が挙げられる。

アンチドーピングルール違反の措置（「措置」） とは、競技者またはその他の人がアンチドーピングルール違反を行った場合に、次に掲げるもののうちの 一つまたは二つ以上の措置が講じられることをいう。(a) 失効とは、特定の競技会または競技大会における競技者の成績が取り消されることをいい、その結果として、

獲得されたメダル、得点、および褒賞の剥奪を含む措置が科される。(b) 資格停止とは、一定期間にわたって、競技者またはその他の人に対して、アンチドーピングルール違反を理由として、10.14の規定のとおり、競技会もしくはその他の活動への参加が禁止され、または資金支援が停止されることをいう。(c) 暫定的資格停止とは、第8条の規定に従って開催される聴聞会において終局的な判断が下されるまで、競技者またはその他の人による競技会への参加または活動が暫定的に禁止されることをいう。(d) 金銭的措置とは、アンチドーピングルール違反を理由として賦課される金銭的制裁措置、またはアンチドーピングルール違反に関連する費用回収をいう。(e) 一般開示とは、一般公衆または第14条に基づき早期通知の権利を有する人以外の人に対する情報の拡散または伝達をいう。チームスポーツにおけるチームもまた、第11条に定めるとおり措置に服する場合がある。

委託された第三者とは、アンチドーピング機関が、ドーピングコントロールまたはアンチドーピング教育プログラム的一面を委託する人をいい。当該アンチドーピング機関のために検体採取その他ドーピングコントロールサービスもしくはアンチドーピング教育プログラムを行う第三者もしくは他のアンチドーピング機関、または、当該アンチドーピング機関のためにドーピングコントロールサービスを行う独立請負人として務める個人（例えば、雇用されていないドーピングコントロールオフィサーまたはシャペロン）を含むが、これらに限定されない。この定義はCASを含まない。

一般開示については、上記のアンチドーピングルール違反の措置を参照すること。

違反が疑われる分析報告とは、WADA認定分析機関または分析機関に関する国際基準に適合するWADA承認分析機関からの報告のうち、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在が検体において確認されたもの、または禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

インディペンデントオブザーバープログラムとは、オブザーバーおよび/または監査人のチームが、WADAのコンプライアンス監視プログラムの一環として、WADAの監督下で、特定の競技大会の前またはその最中にドーピングコントロール手続を監視し、ドーピングコントロール手続について助言を提供し、監視事項に関して報告を行うことをいう。

運営上の独立性とは、(1) 結果管理について責任を負うアンチドーピング機関またはその関連組織（例えば、メンバー連盟または同盟）の理事会構成員、スタッフメンバー、委員会構成員、コンサルタントおよびオフィシャル、ならびに、案件のドーピング調査および裁定前段階に関与している人が、結果管理について責任を負うアンチドーピング機関の聴聞パネルのメンバーおよび/または事務局（当該事務局が判断の協議過程および/またはドラフティング過程に関与している限りにおいて）に任命されてはならないこと、ならびに、(2) 聴聞パネルが、アンチドーピング機関その他の第三者から干渉を受けることなく聴聞および判断決定手続を行う地位にあることをいう。その目的は聴聞パネルのメンバーその他聴聞パネルの判断に別途関与している個人が、事案のドーピング調査または事案を進行させる判断に関与していないことを確保することにある。

汚染製品 とは、製品ラベルおよび合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない**禁止物質**を含む製品をいう。

過誤 とは、義務の違反または特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。**競技者**またはその他の人の**過誤**の程度を評価するに当たり考慮すべき要因は、例えば、当該**競技者**またはその他の人の経験、当該**競技者**またはその他の人が**要保護者**であるか否か、障害等の特別な事情、当該**競技者**の認識すべきリスクの程度、ならびに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該**競技者**が払った注意の程度および行った調査を含む。**競技者**またはその他の人の**過誤**の程度を評価する場合に、考慮すべき事情は、**競技者**またはその他の人による期待される行為水準からの乖離を説明するにあたり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。そのため、例えば、**競技者**が**資格停止期間**中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、**競技者**に自己のキャリア上僅かな時間しか残されていないという事実、または**競技カレンダー**上の時期は、10.6.1 または 10.6.2 に基づき**資格停止期間**を短縮するに当たり関連性を有する要因とはならない。

過誤または過失がないこと とは、**競技者**またはその他の人が**禁止物質**もしくは**禁止方法の使用**もしくは**投与**を受けたこと、またはその他の**アンチドーピングルール**に違反したことについて、自己が知らずまたは推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず、推測もできなかったであろう旨を当該**競技者**が証明した場合をいう。**要保護者**または**レクリエーション競技者**の場合を除き、2.1 の違反につき、**競技者**は**禁止物質**がどのように自らの体内に入ったかについても証明しなければならない。

加重事情 とは、標準的な制裁措置よりも厳しい**資格停止期間**の賦課を正当化する可能性のある、**競技者**もしくはその他の人に関連する状況または**競技者**もしくはその他の人の行動をいう。当該状況および行動は、以下を含むが、これらに限られない。**競技者**またはその他の人が**暫定資格停止**を遵守しなかったこと、**競技者**またはその他の人が複数の**禁止物質**もしくは**禁止方法**を使用もしくは**保有**し、複数の機会において**禁止物質**もしくは**禁止方法**を使用もしくは**保有**し、または、他の複数の**アンチドーピングルール**違反を行ったこと、通常の個人であれば当該**アンチドーピングルール**違反の**競技力向上**の効果を当該状況または行動がなかった場合に適用されたであろう**資格停止期間**を超えて享受する可能性があること、**競技者**またはその他の人が**アンチドーピングルール**違反の発見または判断を避けるために詐欺的または妨害的行為を行ったこと、**競技者**またはその他の人が**結果管理**または**聴聞**手続中に**不正干渉**を行ったこと。疑義を避けるために付言すると、ここに記載された状況および行動の例は排他的なものではなく、他の類似の状況または行動もより長い**資格停止期間**の賦課を正当化する場合がある。

教育 とは、スポーツの精神を育成し保護する価値観を浸透させ、かかる行為を発展させ、また、意図的および意図的ではない**ドーピング**を防止するための、学習の過程をいう。

競技会 (Competition) とは、1つのレース、試合、ゲームまたは単独のスポーツでの競争をいう。具体例としては、バスケットボールの試合またはオリンピックの陸上競技100メートル走の決勝戦が挙げられる。

競技会外 とは、**競技会 (時)** 以外の期間をいう。

競技会（時）とは、**競技者**が参加する予定の**競技会**の前日の午後11時59分に開始され、当該**競技会**および**競技会**に関する検体採取過程の終了までの期間をいう。

競技者とは、**国際レベル**（定義については各**国際競技連盟**が定める。）または**国内レベル**（定義については各**国内アンチドーピング機関**が定める。）のスポーツにおいて競技するすべての人をいう。**アンチドーピング機関**は、**国際レベルの競技者**または**国内レベルの競技者**のいずれでもない**競技者**につき、**アンチドーピングルール**を適用することにより、これらの者を「**競技者**」の定義に含める裁量を有する。**国際レベルの競技者**または**国内レベルの競技者**のいずれでもない**競技者**につき、**アンチドーピング機関**は以下の事項を行う選択権を有する。限定した検査を行いもしくは検査を行わないこと、すべての**禁止物質**を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について検体分析を行うこと、限定的な居場所情報を要請しもしくは居場所情報を要請しないこと、または事前の**TUE**を要請しないこと。ただし、**アンチドーピング機関**が、**国際レベル**または**国内レベル**に至らずに競技する**競技者**につき権限を有し、当該**競技者**が2.1、2.3または2.5の**アンチドーピングルール**違反を行った場合には、**Code**に定める措置が適用されなければならない。2.8および2.9ならびに**アンチドーピング情報**および**教育**との関係では、**Code**を受諾している署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下において競技に参加する人は、**競技者**に該当する。

競技大会（Event）とは、単一の所轄組織の下で実施される一連の個別**競技会**のことをいう（例、**オリンピック競技大会**、**国際競技連盟の世界選手権大会**、**パンアメリカン大会**）。

要注意：この**アンチドーピングルール**以外の射撃スポーツにおける文書では、“Event（種目）”は**ファイナル**や**シュートオフ**を含む、または含まないそれぞれの**競技種目**を意味する。

競技大会会場とは、**競技大会**の所轄組織により指定された会場をいう。

競技大会の期間とは、**競技大会**の所轄組織により定められた、**競技大会**の開始と終了の間の時間をいう。

禁止表とは、**禁止物質**および**禁止方法**を特定した表をいう。

禁止物質とは、**禁止表**に記載された物質または物質の分類をいう。

禁止方法とは、**禁止表**に記載された方法をいう。

金銭的措置について、上記の**アンチドーピングルール**違反の措置を参照すること。

企てとは、**アンチドーピングルール**違反に至ることが企図される行為の過程における実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることをいう。ただし、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を行おうとした当該違反の企てのみを根拠として**アンチドーピングルール**違反があったことにはならない。

結果管理とは、結果管理に関する国際基準の第5条に従った通知または特定の事案（例えば、非定型報告、アスリートバイオロジカルパスポート、居場所情報関連義務違反）において結果管理に関する国際基準の第5条に明示的に規定される当該通知前手順から、責任追及過程を通じて第一審または（不服申立があった場合には）不服申立段階における聴聞手続の終了を含む案件の終局的な解決までの時間枠を包含する過程をいう。

厳格責任とは、アンチドーピングルール違反を立証するためにはアンチドーピング機関において競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失または使用を知っていたことを立証しなくてもよいとする2.1および2.2に基づく法理をいう。

検査とは、ドーピングコントロールの手続のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱いならびに分析機関への検体の輸送を含む部分をいう。

検体または標本とは、ドーピングコントロールにおいて採取された生体物質をいう。

国際基準とは、Codeを支持する目的でWADAによって採択された基準をいう。（他に採りうる基準、慣行または手続とは対立するものとして）国際基準を遵守しているというためには、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

国際競技大会とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関またはその他の国際的スポーツ団体が当該競技大会の所轄組織であるか、または当該競技大会に関してテクニカルオフィシャルを指名している競技大会または競技会をいう。

国際レベルの競技者とは、検査およびドーピング捜査調査に関する国際基準に適合し、各国際競技連盟の定義する、国際レベルにおいて競技する競技者をいう。射撃スポーツにおいて、国際レベルの競技者とは、このアンチドーピングルールの序論の範囲の項に定義してあるとおりである。

国内アンチドーピング機関とは、国内において、アンチドーピングルールの採択および実施、検体採取の指示、検査結果の管理ならびに聴聞会の実施に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会またはその指定を受けた者が国内アンチドーピング機関となる。

国内オリンピック委員会とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が国内オリンピック委員会のアンチドーピングの分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会は、当該国内競技連合を含むものとする。

国内競技大会 とは、国際レベルの競技者または国内レベルの競技者が参加する競技大会または競技会のうち国際競技大会に該当しないものをいう。

国内競技団体 とは、ISSFに加盟またはISSFによって加盟団体として認定されているか、国または地域の中でISSFスポーツを統括している、国または地域の団体。

国内レベルの競技者 とは、検査およびドーピング捜査に関する国際基準に適合する、各国内アンチドーピング機関が定義する、国内レベルで競技する競技者をいう。

個人スポーツ とは、チームスポーツ以外のスポーツをいう。

最低報告レベル とは、WADA認定分析機関が、検体における禁止物質またはその代謝物もしくはマーカ一の推定濃度がこれを下回る場合に、当該検体を違反が疑われる分析報告として報告すべきでない、当該推定濃度をいう。

サポートスタッフ とは、スポーツ競技会に参加し、またはそのための準備を行う競技者と共に行動し、治療を行い、または支援を行うコーチ、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、オフィシャル、医療従事者、親またはその他の人をいう。

参加者 とは、競技者またはサポートスタッフをいう。

暫定聴聞会 とは、7.9 4.3 との関係において、第8条に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、競技者に対して通知を交付し書面または口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

暫定的資格停止 については、上記のアンチドーピングルール違反の措置を参照すること。

資格停止 については、上記のアンチドーピングルール違反の措置を参照すること。

失効 については、上記のアンチドーピングルール違反の措置を参照すること。

実質的な支援 とは、10.67.1 との関係において、実質的な支援を提供する人は、(1) 自己が保有するアンチドーピングルール違反その他 10.7.1.1 に記載された手続に関するすべての情報を署名入りの書面または録音されたインタビューにより完全に開示し、(2) アンチドーピング機関または聴聞パネルからの要求がある場合には、例えば、聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する事案または案件のドーピング捜査調査および決定裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、開始された事案または手続の重大な部分を構成するものでなければならず、仮に事案または手続が開始されていない場合には、事案または手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

重大な過誤または過失がないこと とは、**競技者**または**その他の人**が、事情を総合的に勘案し、**過誤**または**過失がないこと**の基準を考慮するにあたり、**アンチドーピングルール違反との関連**において、当該**競技者**または**その他の人**の**過誤**または**過失**が**重大なものではなかった旨を証明した場合**をいう。**要保護者**または**レクリエーション競技者**の場合を除き、2.1の違反につき、**競技者は禁止物質がどのように競技者の体内に入ったかについても証明しなければならない**。

主要競技大会機関 とは、**国内オリンピック委員会**の**大陸別連合**および**その他の複数のスポーツを所轄する国際的な機関**であって、**大陸、地域**または**その他の国際競技大会の所轄組織**として機能する機関をいう。

使用 とは、いずれの**禁止物質**または**禁止方法**において、手段を問わず、これを利用し、塗布し、服用し、注入もしくは摂取することをいう。

条件付合意 とは、10.7.1.1 および 10.8.2 において、定められた時間内において、**競技者**または**その他の人**が**アンチドーピング機関**に情報を提供することを認める、**アンチドーピング機関**と**競技者**または**その他の人**との間の書面による合意であって、以下の理解が規定されたものをいう。**実質的な支援**に関する合意または**事案解決合意**が成立に至らなかった場合には、**アンチドーピング機関**は、この特別の設定の中で**競技者**または**その他の人**から提供を受けた情報を、*Code*に基づく**結果管理**手続で当該**競技者**または**その他の人**の利益に反する方法で使用してはならず、また、**競技者**または**その他の人**は、この特別な設定の中で**アンチドーピング機関**から提供を受けた情報を、*Code*に基づく**結果管理**手続で当該**アンチドーピング機関**の利益に反する方法で使用してはならない。かかる合意は、**アンチドーピング機関**、**競技者**または**その他の人**が、かかる合意において記載される定められた時間外に情報源から収集された情報または証拠を使用することを妨げるものではない。

署名当事者 とは、*Code*の第23条に定めるとおり、*Code*を受諾し、*Code*を実施することに同意した団体をいう。

組織的な独立性 とは、不服申し立ての聴聞パネルは、**結果管理**について責任を負う**アンチドーピング機関**から機関として完全に独立していなければならないことをいう。よってそれらはいかなる方法によっても、**結果管理**について責任を負う**アンチドーピング機関**に関連または傘下にあるものにより運営されてはならない。

代謝物 とは、**生体内変化の過程**により生成された物質をいう。

地域アンチドーピング機関 とは、**国内アンチドーピングプログラム**につき委託された領域を調整し、管理する、**加盟国**の指定する**地域的団体**をいう。**国内アンチドーピングプログラム**につき委託された領域とは、**アンチドーピングルール**の採択および実施、**検体の計画**および採取、**結果管理**、**TUE**の審査、**聴聞会**の実施、ならびに**地域レベルにおける教育プログラム**の実施を含む場合がある。

チームスポーツ とは、競技会中に、選手交代が認められるスポーツをいう。

治療使用特例 (TUE) とは、医療上の症状を有する競技者が禁止物質または禁止方法を使用することを認めるものである。ただし、4.4 および治療使用特例に関する国際基準に定める条件が充足される場合に限る。

テクニカルドキュメント とは、国際基準に規定されているとおりの特定のアンチドーピングの主題についてのテクニカルな義務的要件を含む、WADAが採択し、随時公表する文書をいう。

投与 とは、他の人による、禁止物質または禁止方法の、提供、供給、監督管理、促進、その他使用または使用の企てへの参加をいう。ただし、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質または禁止方法に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、また、当該禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと、もしくは競技力を向上させるために意図されたものであることについて状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

登録検査対象者リスト とは、国際競技連盟または国内アンチドーピング機関の検査配分計画の一環として、重点的な競技会(時)検査および競技会外の検査の対象となり、またそのため5.6 および検査およびドーピング調査に関する国際基準に従い居場所情報を提出することを義務づけられる、国際競技連盟が国際レベルの競技者として、また国内アンチドーピング機関が国内レベルの競技者として各々定めた、最優先の競技者群のリストをいう。

ドーピングコントロール とは、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決および措置の執行までのすべての段階および過程(検査、ドーピング調査、居場所情報、TUE、検体の採取および取扱、分析機関における分析、結果管理、聴聞会および不服申立て、ならびに10.14(資格停止または暫定的資格停止期間中の地位)の違反に関する調査または手続を含むがこれらに限られない。)をいう。

特定対象検査 とは、検査およびドーピング捜査調査に関する国際基準に定める基準に基づき、検査のために特定の競技者を抽出することをいう。

特定物質 については4.2.2を参照すること。

特定方法 については4.2.2を参照すること。

判断限界 とは、分析機関に関する国際基準において定義されているとおり、検体における閾値物質のための結果の値であって、これを超えた場合に違反が疑われる分析報告がなされるものをいう。

非定型報告 とは、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、分析機関に関する国際基準または

これに関連するテクニカルドキュメントに規定された更なるドーピング捜査調査を要求する旨の、WADA 認定分析機関またはその他のWADA承認分析機関からの報告をいう。

人とは、自然人または組織その他の団体をいう。

不正干渉とは、ドーピングコントロール手続を覆すが、別途禁止方法の定義に含まれない意図的な行為をいう。不正干渉は、一定の作為または不作為を目的として贈賄または収賄を行うこと、検体の採取を妨害すること、検体の分析に影響を与えまたはこれを不可能にすること、アンチドーピング機関またはTUE委員会もしくは聴聞パネルに提出される文書を偽造すること、証人から虚偽の証言をさせること、結果管理または措置の賦課に影響を与えるためにアンチドーピング機関または他の聴聞機関に他の詐欺的行為を行うこと、およびドーピングコントロールの側面に対する類似の意図的な妨害または妨害の企てを含むが、これらに限らない。

不正取引とは、アンチドーピング機関の管轄権限に服する競技者、サポートスタッフまたはその他の人が、第三者に対し、(物理的方法、電子的方法その他方法を問わず)禁止物質または禁止方法を販売、供与、輸送、送付、配送または頒布すること(または当該目的のために保有すること)をいう。ただし、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、また、当該禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこともしくは競技力を向上させるために意図されたものであることにつき状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

保有とは、実際に物理的に保有している状態、または擬制保有をいう(これに該当するものは、禁止物質もしくは禁止方法に対して、または禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼし、または支配を及ぼすことを意図している場合に限られる)。ただし、禁止物質もしくは禁止方法に対して、または禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、当該人が禁止物質または禁止方法の存在を知っており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があったもの場合のみが擬制保有に該当する。ただし、人が、アンチドーピングルールに違反した旨の通知(種類は問わない)を受ける前に、アンチドーピング機関に対する明確な表明により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起していた場合には、当該保有のみを根拠としてアンチドーピングルール違反があったことにはならない。本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質または禁止方法の購入(電子的その他の方法を含む)は、当該購入者による保有を構成する。

マーカとは、化合物、化合物の集合体または生物学的変数であって、禁止物質または禁止方法の使用を示すものをいう。

ユネスコ国際規約とは、2005年10月19日のユネスコ総会の第33回会期において採択されたスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約ならびに同規約の締約国およびスポーツにおけるドーピング防止に関する締約国会議において採択されたそのすべての改定をいう。

要保護者とは、アンチドーピングルール違反の時点において、以下に該当する**競技者**またはその他の自然人をいう。(i)16歳に達していない者、(ii)18歳に達しておらず、登録検査対象者リストに含まれておらず、オープンカテゴリーで**国際競技大会**において競技したことがない者、または(iii)年齢以外の理由で、該当する国の法律に従い行為能力が十分でないと判断された者。

濫用物質については、4.2.3を参照すること。

レクリエーション競技者とは、該当する**国内アンチドーピング機関**によりレクリエーション競技者として定義される自然人をいう。ただし、当該用語は、アンチドーピングルール違反を行う前の5年間の内に、(検査およびドーピング調査に関する**国際基準**に適合して各**国際競技連盟**が定義する)**国際レベルの競技者**もしくは(検査およびドーピング調査に関する**国際基準**に適合して各**国内アンチドーピング機関**が定義する)**国内レベルの競技者**であった人、オープンカテゴリーで**国際競技大会**においていずれかの国を代表した人、または、**国際競技連盟**もしくは**国内アンチドーピング機関**により維持された登録検査対象者リストもしくは他の居場所情報リストに含まれた人を含まないものとする。

日本競技規則